

北しりべし広域クリーンセンター
運営委託業務要求水準書

令和3年4月5日

北しりべし廃棄物処理広域連合

**北しりべし広域クリーンセンター運営委託業務
要求水準書 目次**

第1章 総則	1
第1節 計画概要	1
1. 一般概要	1
2. 業務の名称	1
3. 業務の場所	1
4. 業務の内容	1
5. 対象施設	1
6. 運営期間	1
7. 運転教育	1
8. 委託費の支払い	1
第2節 一般事項	4
1. 基本方針	4
2. 要求水準書及び協定書の遵守	4
3. 関係法令等の遵守	4
4. 生活環境影響調査書の遵守	4
5. 官庁等の指導等	5
6. 官庁等への申請	5
7. 連合及び官庁等への報告	5
8. 連合への報告・協力	5
9. 周辺施設整備等への協力	5
10. 連合の検査	5
11. マニュアル及び計画書の作成	5
12. 基本性能	5
13. 処理対象ごみ・副生成物	5
14. 公害防止条件	8
15. 用役条件	12
16. 災害発生時等の協力	12
17. 事故発生時の対応	12
第3節 運営・維持管理業務条件	13
1. 運営・維持管理業務	13
2. 要求水準書記載事項	13
第2章 運営・維持管理体制	14
第1節 組織計画	14
1. 全体組織計画	14
2. 施設別組織計画	14
第2節 労働安全衛生・作業環境管理	14
第3節 防火管理	15
第4節 連絡体制	15
第5節 施設警備・防犯体制	15
第6節 見学者対応	15
第7節 住民対応	15
第8節 帳票類の管理	15
第9節 地元雇用	16
第3章 搬入管理業務	17
第1節 受付時間	17
第2節 搬入管理	17
第4章 運転管理業務	18

第1節	ごみ焼却施設に係る運転管理業務	18
1.	ごみ焼却施設の運転	18
2.	運転条件	18
3.	年度別計画搬入量	18
4.	年間運転日数	18
5.	運転時間	19
6.	施設動線	19
7.	計画ごみ質	19
8.	計画残さ発生率	19
9.	計画資源化量	19
10.	公害防止条件	19
11.	用役条件	19
12.	車両の仕様	19
13.	ごみの性状分析	19
14.	適正処理	19
15.	適正運転	19
16.	副生成物の引渡し	19
17.	運転管理体制	19
18.	運転計画の作成	20
19.	運転管理マニュアル	20
20.	運転管理記録の作成	20
第2節	リサイクルプラザに係る運転管理業務	21
1.	リサイクルプラザの運転	21
2.	運転条件	21
3.	年度別計画搬入量	21
4.	年間運転日数	22
5.	運転時間	22
6.	施設動線	22
7.	計画ごみ質	22
8.	計画残さ発生率	22
9.	計画資源化量	22
10.	公害防止条件	22
11.	用役条件	22
12.	車両の仕様	22
13.	ごみの性状分析	22
14.	適正処理	22
15.	適正運転	22
16.	ごみ焼却施設への搬出	22
17.	副生成物の引渡し・資源化の支援	22
18.	副生成物の性状分析	23
19.	運転管理体制	23
20.	運転計画の作成	23
21.	運転管理マニュアル	23
22.	運転管理記録の作成	23
第5章	維持管理業務（保守管理・補修点検）	24
第1節	ごみ焼却施設に係る維持管理業務	24
1.	備品・用役の調達計画	24
2.	備品・什器・物品・用役の管理	24
3.	施設の機能維持	24
4.	点検・検査計画	24

5. 点検・検査の実施	24
6. 補修・更新に関する考え方	24
7. 補修計画の作成	25
8. 補修の実施	26
9. 精密機能検査	26
10. 土木・建築設備の保全	26
11. 清掃	26
12. 安全衛生管理・作業環境管理	26
13. 機器更新	27
14. 改良保全	27
15. 維持補修と更新工事	27
16. 本業務期間終了時の条件	27
第2節 リサイクルプラザに係る維持管理業務	28
1. 備品・用役の調達計画	28
2. 備品・什器・物品・用役の管理	28
3. 施設の機能維持	28
4. 点検・検査計画	28
5. 点検・検査の実施	28
6. 補修・更新に関する考え方	28
7. 補修計画の作成	29
8. 補修の実施	29
9. 精密機能検査	29
10. 土木・建築設備の保全	29
11. 清掃	29
12. 安全衛生管理・作業環境管理	30
13. 機器更新	30
14. 改良保全	30
15. 維持補修と更新工事	30
16. 本業務期間終了時の条件	30
第6章 環境管理業務	31
第1節 環境保全基準	31
第2節 環境保全計画	31
第3節 作業環境管理基準	31
第4節 作業環境管理計画	31
第7章 資源化促進業務	32
第1節 資源化物の品質確保	32
第2節 資源化の支援	32
第8章 情報管理業務	33
第1節 運転記録報告	33
第2節 点検・検査報告	33
第3節 補修・更新報告	33
第4節 環境管理報告	33
第5節 作業環境管理報告	33
第6節 資源化促進管理報告	33
第7節 施設情報管理	33
第8節 その他管理記録報告	33
第9章 余熱利用業務	35
第1節 基本事項	35
第2節 施設内への供給	35
第3節 施設外への供給	35

第10章 防災管理業務	36
第1節 二次災害の防止	36
第2節 緊急対応マニュアルの作成	36
第3節 事業継続計画への対応	36
第4節 自主防災組織の整備	36
第5節 防災訓練の実施	36
第6節 事故報告書の作成	36
第11章 その他関連業務	37
第1節 清掃	37
第2節 緑化	37
第3節 防犯・警備	37
第4節 除排雪	37
第5節 保険	37
別紙1：業務の分担	38
別紙2：運営・維持管理業務範囲図	51
別紙3：ごみ質測定実績	52
別紙4：対象施設における処理不適物	53
別紙5：費用負担	54
別紙6：土木・建築設備の保全	55
別紙7：維持補修及び更新工事について	56
別紙8：本施設の稼働に係る測定項目（環境保全計画）	57
別紙9：清掃範囲について	61
別紙10：緑化について	62
別紙11：機械警備について	63

第1章 総則

「北しりべし広域クリーンセンター運営委託業務 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）は、北しりべし廃棄物処理広域連合（以下「連合」という。）が計画する、北しりべし広域クリーンセンター運営委託業務（以下「本業務」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）に対して要求するサービス水準を示すものである。

第1節 計画概要

1. 一般概要

本業務は、連合が所管する本業務の対象施設に関し、基本性能を発揮させ、安定性、安全性を確保しつつ、効率的に運営・維持管理するものである。

2. 業務の名称

北しりべし広域クリーンセンター運営委託業務

3. 業務の場所

北海道小樽市桃内2丁目111番地2

4. 業務の内容

本業務は、搬入管理業務（令和6年度以降、事業者が実施）、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、資源化促進業務、情報管理業務、防災管理業務及びその他関連業務からなる。

なお、連合及び事業者の実施する業務及び分担については、別紙1に示す。

5. 対象施設

本業務の対象施設は表1.1.1～表1.1.2 本業務の対象施設に示す。

本業務における業務対象範囲は別紙2に示す。

6. 運営期間

運営期間：令和4年4月1日～令和19年3月31日 15年間

※ 連合は、令和5年度から令和8年度までの期間でごみ焼却施設及びリサイクルプラザ（以下、まとめて「本施設」という。）の基幹的設備改良工事の実施を予定している。事業者は、基幹的設備改良工事の内容を踏まえ、本施設の維持補修を行うこととともに、連合及び基幹的設備改良工事請負事業者と連携を図り、本施設の運営を行うこと。基幹的設備改良工事の範囲については、別途、参考図書として開示する「北しりべし広域クリーンセンター ごみ焼却施設 長寿命化総合計画」及び「北しりべし広域クリーンセンター リサイクルプラザ 長寿命化総合計画」を参考とすること。

7. 運転教育

1) 運転教育計画の作成

事業者は、本施設の運転に関して連合と協議の上、運転教育計画を作成しなければならない。また、事業者は自らの負担により、作成した運転教育計画をもとに必要な運転教育を運営準備期間中に現在の運営委託事業者より受けなければならない。

2) 運転要員の確保

運営準備期間中に運転指導を受ける要員については、予め事業者が確保すること。

3) 後任事業者への運転指導

事業者は自らの負担により、連合が選定する本業務終了後に本施設を運営する後任事業者に対して、必要な運転指導を行うこと。

8. 委託費の支払い

連合は、本施設の運営・維持管理業務に要する対価（以下「委託費」という。）を運営期間にわたり事業者へ支払う。なお、支払い条件などの詳細については、事業契約書に定めるものとする。

表 1.1.1 本業務の対象施設【ごみ焼却施設】

施設稼働開始年月	平成 19 年 4 月	
敷地面積	約 52,826 m ² (リサイクルプラザを含む)	
建築面積	約 6,100 m ²	
延床面積	約 15,657 m ²	
建築仕様	工場棟構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造
炉形式	焼却設備	全連続燃焼式ストーカ炉
	灰溶融設備【休止中】	電気式灰溶融炉
施設規模	焼却設備	197 t/日 (98.5 t/24h×2 炉)
	灰溶融設備【休止中】	15 t/24h (2 基交互運転)
焼却設備	計量設備	トラックスケール (リサイクルプラザと供用)
	受入・供給設備	ピット&クレーン
	燃焼設備	ストーカ方式
	燃焼ガス冷却方式	廃熱ボイラ式
	排ガス処理設備	有害ガス除去 (乾式) + 薬剤噴霧 + バグフィルタ + 触媒脱硝
	通風設備	平衡通風方式
	余熱利用設備	発電設備 (1,990 kW / 非常用発電設備を除く) 場内給湯
	給水設備	生活用: 上水 プラント用: 上水
	排水処理設備	プラント排水: 循環再利用 (無放流) ごみ汚水: 炉内噴霧 生活排水: 合併浄化槽にて処理後放流
	焼却灰処理設備	薬剤処理
	集じん灰処理設備	加熱脱塩素化 + 薬剤処理
	電気設備	高圧受電方式
	計装設備	分散形制御システム
灰溶融設備 【休止中】	前処理設備	ふるい装置 磁選装置
	溶融設備	電気式溶融炉
	ガス冷却設備	空気希釈式
	排ガス処理設備	バグフィルタ
	通風設備	平衡通風方式
	スラグ・メタル 冷却設備	スラグ: 水砕方式 メタル: 水冷方式
	スラグ・メタル 搬出設備	コンベア・ヤード方式
煙突	煙突高	59 m
構成施設	工場棟、計量棟 2 棟 (リサイクルプラザと供用)、助燃油移送ポンプ室、スラグ ストックヤード棟、外構設備 (リサイクルプラザと供用)	

表 1.1.2 本業務の対象施設【リサイクルプラザ】

施設稼働開始年月		平成 19 年 4 月
敷地面積		約 52,826 m ² (ごみ焼却施設を含む)
建築面積		約 6,069 m ²
延床面積		約 11,460 m ²
建築仕様	工場棟構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造
施設規模	不燃ごみ・粗大ごみ系統設備	36.0 t/5h
	缶系統設備	2.4 t/5h
	びん系統設備	6.0 t/5h
	ペットボトル系統設備	1.3 t/5h
	紙パック系統設備【休止中】	0.3 t/5h
	プラ製容器包装系統設備	6.7 t/5h
	紙製容器包装系統設備【休止中】	2.5 t/5h
	新聞・雑誌・ダンボール系統設備【休止中】	18.6 t/5h
	蛍光管系統設備	1,000 本/h 以上
	電池類系統設備	—
不燃ごみ・粗大ごみ系統設備	受入供給設備	ピット&クレーン及び直接投入併用方式
	破碎設備	低速回転式破碎機 高速回転式破碎機
	選別設備	機械選別 (鉄類・アルミ類・残さ類)
	搬出設備	鉄アルミ圧縮機
缶系統設備	受入供給設備	直接投入方式 破袋・除袋機
	破碎設備	スプレー缶破碎機
	選別設備	磁選機 アルミ選別機
	搬出設備	スチール缶圧縮機 アルミ缶圧縮機 ヤード貯留
びん系統設備	受入供給設備	人手による破袋及び生きびん回収
	選別設備	手選別
	搬出設備	ヤード貯留
ペットボトル系統設備	受入供給設備	直接投入方式 破袋・除袋機
	選別設備	手選別
	搬出設備	圧縮梱包、ヤード貯留
紙パック系統設備【休止中】		ヤード貯留
プラ製容器包装系統設備	受入供給設備	直接投入方式 破袋機
	選別設備	手選別
	搬出設備	圧縮梱包、ヤード貯留
紙製容器包装系統設備【休止中】	受入供給設備	直接投入方式 破袋機
	選別設備	手選別
	搬出設備	圧縮梱包、ヤード貯留
新聞・雑誌・ダンボール系統設備【休止中】		ヤード貯留
蛍光管系統設備		蛍光管破碎機 ヤード貯留
電池類系統設備		ヤード貯留
小型家電		ヤード貯留
その他設備		袋類処理設備 残さ処理設備
構成施設		工場棟 (プラザ棟を含む)

第2節 一般事項

1. 基本方針

本業務の運営・維持管理に当たって、事業者は本施設が、連合構成市町村内の循環型社会形成の中核であることを十分自覚し、ごみの適正処理に努めること。また、本業務の主旨を十分理解し、長期的視野に立った事業運営など経済性にも配慮すること。

2. 要求水準書及び協定書の遵守

事業者は、要求水準書に記載される要件及び連合が地元町内会と締結した協定書の内容について、運営期間中遵守すること。

3. 関係法令等の遵守

事業者は、運営期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」等の関係法令等を遵守すること。表 1.2.1 に関係法令等の例を示す。

表 1.2.1 関係法令等（例）

法令名	
都市計画法	毒物及び劇物取締法
建築基準法	電気事業法
建築法	電気工事士法
消防法	電気用品取締法
道路法	計量法
道路交通法	高圧ガス取締法
砂防法	電気供給規定
森林法	地方自治法
下水道法	グリーン購入法
水道法	特定物質の排出抑制・使用合理化指針
環境基本法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
ダイオキシン類対策特別措置法	ごみ処理施設性能指針
大気汚染防止法	廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱
水質汚濁防止法	小樽市環境基本条例
騒音規制法	その他、関係法令、規格、規定、総理府、通達及び技術指針等

4. 生活環境影響調査書の遵守

事業者は、運営期間中、「北後志地域広域ごみ処理施設整備事業 生活環境影響調査書」を遵守すること。また、連合が実施する事後評価又は事業者が自ら行う調査により、本業務が原因となる環境への影響が認められた場合は、連合と協議の上、対策を講じること。なお、基幹的設備改良工事の実施に伴い、生活環境影響調査を新たに実施した場合、事業者は新たに連合が作成する「(仮称)北しりべし広域クリーンセンター 基幹的設備改良工事生活環境影響調査書」を遵守しなければならない。また、その後連合が実施する事後評価又は事業者が自ら行う調査により、本業務が原因となる環境への影響が認められた場合においても、連合と協議の上、対策を講じること。

5. 官庁等の指導等

事業者は、運営期間中、官庁等の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い、ごみ焼却施設又はリサイクルプラザの改造等が必要な場合、その費用の負担は運営業務委託契約書に定めるとおりとする。

6. 官庁等への申請

事業者は、連合が行う運営・維持管理に係る官庁等への申請等に全面的に協力し、連合の指示により必要な書類、資料等を提出しなければならない。なお、運営・維持管理に係る申請等に関しては、事業者の責任及び負担により行うこと。

7. 連合及び官庁等への報告

本施設の運営・維持管理に関して、連合及び官庁等が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応すること。なお、所管官庁からの報告、記録、資料提供等の要求については連合の指示に基づき対応すること。

8. 連合への報告・協力

本施設の運営・維持管理に関して、連合が指示する報告、記録、資料等を速やかに提出すること。

9. 周辺施設整備等への協力

事業地内及び周辺で連合及び関係団体が行う事業等に対し、連合の要請に基づき協力すること。

10. 連合の検査

連合が事業者の運転や設備の点検等を含む運営・維持管理全般に対する立入検査を行う際、事業者は、その監査、検査等に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

11. マニュアル及び計画書の作成

本業務遂行上必要となるマニュアル及び計画書については、作成後速やかに連合へ報告すること。

12. 基本性能

本要求水準書に示す基本性能とは、本施設の各設備によって備え持つ施設としての機能であり、「北しりべし廃棄物処理広域連合 北しりべし廃棄物処理施設建設工事 実施設計図書」において保証される内容である。

13. 処理対象ごみ・副生成物

1) 処理対象ごみ

本施設の処理対象ごみと副生成物を表 1.2.2～表 1.2.3 に示す。

表 1.2.2 処理対象ごみと副生成物【ごみ焼却施設】

項目	内容
処理対象ごみ	①可燃ごみ（生活系及び事業系） ②可燃性粗大ごみの破碎ごみ ③資源ごみ処理後の残さ（可燃物）
副生成物	①主灰処理物（焼却灰） ②ダスト処理物（集じん灰）

表 1.2.3 処理対象ごみと副生成物【リサイクルプラザ】

項目	内容
処理対象ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ①不燃ごみ ②不燃性粗大ごみ ③可燃性粗大ごみ ④缶 ⑤スプレー缶 ⑥びん ⑦ペットボトル ⑧プラ製容器包装 ⑨蛍光管 ⑩電池類 ⑪小型家電
副生成物	<ul style="list-style-type: none"> ①破碎鉄 ②破碎アルミ ③処理残さ ④破碎不適物 ⑤スチール缶 ⑥アルミ缶 ⑦生きびん ⑧無色びん ⑨茶色びん ⑩その他色びん ⑪ペットボトル ⑫プラ製容器包装 ⑬袋類 ⑭資源ごみ残さ ⑮破碎蛍光管 ⑯電池類 ⑰小型家電

2) 計画ごみ質

本施設の計画ごみ質は、表 1.2.4～表 1.2.5 に示すとおり。また、本施設の直近 5 か年のごみ質測定結果を別紙 3 に示す。

表 1.2.4 計画ごみ質【ごみ焼却施設】

項目		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
三成分 (%)	水分	60.1	45.5	33.2
	可燃分	34.1	47.4	58.4
	灰分	5.8	7.1	8.4
低位発熱量 (1kcal=4.19kJ)	(kJ/kg)	5,350	8,020	10,700
	(kcal/kg)	1,280	1,920	2,560
単位容積重量 (t/m ³)		—	0.14	—
元素組成 (%)	炭素	—	51.3	—
	水素	—	7.5	—
	酸素	—	40.2	—
	硫黄	—	0.0(0.02)	—
	窒素	—	0.7	—
	塩素	—	0.3	—

注) 元素組成は可燃分あたり

表 1.2.5 計画ごみ質【リサイクルプラザ】

ごみの種類	重量	見掛比重	組成 (%)	
不燃ごみ	24 t/日	0.15 t/m ³	鉄	15
			アルミ	5
			その他	80
不燃性粗大ごみ	7.2 t/日	0.1 t/m ³	鉄	45
			アルミ	5
			その他	50
可燃性粗大ごみ	4.8 t/日	0.1 t/m ³	可燃性	100
缶	2.4 t/日	0.08 t/m ³	スチール	55
			アルミ	45
びん	6.0 t/日	0.3 t/m ³	生きびん	5
			無色	45
			茶色	35
			その他色	15
ペットボトル	1.3 t/日	0.02 t/m ³	—	—
プラ製容器包装	6.7 t/日	0.03 t/m ³	—	—
蛍光管	1,000 本/h 以上			
電池類	—	—	—	—
小型家電	—	—	—	—

3) 処理不適物

別紙 4 を参照のこと。

14. 公害防止条件

事業者は、以下に示す基準値等を遵守すること。なお、法改正等によって規制基準値等に変更が生じた場合、事業者は、速やかに変更後の基準に対応すること。

1) 排出ガス基準値

表 1.2.6 排ガス基準

項目	単位	排ガス基準	備考
ばいじん	g/m ³ _N	0.02 以下	
窒素酸化物	ppm	100 以下	
硫黄酸化物	ppm	50 以下	
塩化水素	ppm	50 以下	
一酸化炭素	ppm	30 以下	4 時間平均
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ _N	0.1 以下	目標 0.05 以下
水銀	μg/m ³ _N	50 以下	

注) 排出濃度は酸素濃度 12%換算値とする

2) 粉じん濃度 (リサイクルプラザ)

表 1.2.7 粉じん濃度基準

項目	単位	粉じん濃度基準
排気口出口粉じん濃度	g/m ³ _N	0.02 以下
作業環境基準	mg/m ³	2 以下

3) 排水基準値

- ①ごみピット汚水は炉内噴霧処理すること。
- ②プラント排水は排水処理設備にて処理後、再利用すること。
- ③生活排水は排水処理後河川放流とする。

放流水の水質計画値は表 1.2.8～表 1.2.9 に示す排水基準値を遵守すること。

表 1.2.8 排水基準【生活環境項目】

項目	単位	排水基準
水素イオン濃度 (pH)	—	5.8 以上 8.6 以下
生物化学的酸素要求量	mg/L	20 以下
化学的酸素要求量	mg/L	30 以下
浮遊物質量	mg/L	10 以下
n-ヘキサン抽出物		
鉱油類含有量	mg/L	5 以下
動植物油脂類含有量	mg/L	30 以下
フェノール類含有量	mg/L	5 以下
銅含有量	mg/L	3 以下
亜鉛含有量	mg/L	2 以下
溶解性マンガン含有量	mg/L	10 以下
溶解性鉄含有量	mg/L	10 以下
クロム含有量	mg/L	2 以下
大腸菌群数	個/cm ³	日間平均 3,000 以下
窒素含有量	mg/L	120 (日間平均 60) 以下
炭含有量	mg/L	16 (日間平均 8) 以下
透視度	度	30 以上

表 1.2.9 排水基準【健康項目】

項目	単位	排水基準
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03 以下
シアン化合物	mg/L	1 以下
有機リン化合物 (パラチオン・メチルパラチオン・メルピトシメトシ及び EPN に限る)	mg/L	1 以下
鉛及びその化合物	mg/L	0.1 以下
六価クロム化合物	mg/L	0.5 以下
ヒ素及びその化合物	mg/L	0.1 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005 以下
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと
PCB	mg/L	0.003 以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.1 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1 以下
ジクロロメタン	mg/L	0.2 以下
四塩化炭素	mg/L	0.02 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.2 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02 以下
チウラム	mg/L	0.06 以下
シマジン	mg/L	0.03 以下
チオベンカルブ	mg/L	0.2 以下
ベンゼン	mg/L	0.1 以下
セレン及びその化合物	mg/L	0.1 以下
フッ素含有量	mg/L	8 以下
ホウ素含有量	mg/L	10 以下
硝酸性窒素・亜硝酸性窒素・アンモニア性窒素	mg/L	100 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5 以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10 以下

3) 騒音基準

ごみ焼却施設(2炉定格負荷時)及びリサイクルプラザが定格負荷時に敷地境界線上において表 1.2.10 に示す騒音基準値を遵守すること。

表 1.2.10 騒音基準(単位:デシベル)

朝 (6:00~8:00)	昼間 (8:00~19:00)	夕 (19:00~ 22:00)	夜間 (22:00~6:00)
55 以下	65 以下	55 以下	50 以下

4) 振動基準

ごみ焼却施設(2炉定格負荷時)及びリサイクルプラザが定格負荷時に敷地境界線上において表 1.2.11 に示す振動基準値を遵守すること。

表 1.2.11 振動基準(単位:デシベル)

昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
65 以下	60 以下

5) 悪臭基準

敷地境界線上にて臭気強度 2.5 に相当する悪臭物質濃度以下でかつ臭気指数 10 以下とすること。また、表 1.2.12 に示す悪臭基準値を遵守すること。

表 1.2.12 悪臭基準

項目	単位	悪臭基準	項目	単位	悪臭基準
アンモニア	ppm	1 以下	イソバレルアルデヒド	ppm	0.003 以下
メチルメルカプタン	ppm	0.002 以下	イソブタノール	ppm	0.9 以下
硫化水素	ppm	0.02 以下	酢酸エチル	ppm	3 以下
硫化メチル	ppm	0.01 以下	メチルイソブチルケトン	ppm	1 以下
二硫化メチル	ppm	0.009 以下	トルエン	ppm	10 以下
トリメチルアミン	ppm	0.005 以下	スチレン	ppm	0.4 以下
アセトアルデヒド	ppm	0.05 以下	キシレン	ppm	1 以下
プロピオンアルデヒド	ppm	0.05 以下	プロピオン酸	ppm	0.03 以下
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009 以下	ノルマル酪酸	ppm	0.001 以下
イソブチルアルデヒド	ppm	0.02 以下	ノルマル吉草酸	ppm	0.0009 以下
ノルマルバレルアルデヒド	ppm	0.009 以下	イソ吉草酸	ppm	0.001 以下

6) 脱臭装置出口悪臭基準

脱臭装置排出口において臭気指数 30 以下とすること。また、表 1.2.13 に示す脱臭装置出口悪臭基準を遵守すること。

表 1.2.13 脱臭装置出口悪臭基準

悪臭物質の種類	流量の許容限度
アンモニア	$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$ この式において、q、He 及び Cm は、それぞれ次の値を表わすものとする。 q : 流量 (単位 温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した立方メートル毎時) He : 悪臭防止法施行規則 (昭和 47 年総理府令第 39 号) 第 2 条第 2 項の規定により補正された排出口の高さ (単位 m) Cm : 敷地境界の規則基準として定められた値 (単位 ppm) 補正された排出口の高さが 5 メートル未満となる場合についてはこの式は適用しないものとする。
硫化水素	
トリメチルアミン	
プロピオンアルデヒド	
ノルマルブチルアルデヒド	
イソブチルアルデヒド	
ノルマルバレルアルデヒド	
イソバレルアルデヒド	
イソブタノール	
酢酸エチル	
メチルイソブチルケトン	
トルエン	
キシレン	

7) 主灰処理物及びダスト処理物の重金属溶出基準

主灰処理物及びダスト処理物の重金属溶出基準値は表 1.2.14 に示す主灰処理物及びダスト処理物溶出基準を遵守すること。

表 1.2.14 主灰処理物及びダスト処理物溶出基準

測定項目	単位	溶出基準
総水銀	mg/L	0.005 以下
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと
カドミウム	mg/L	0.09 以下
鉛	mg/L	0.3 以下
六価クロム	mg/L	1.5 以下
ヒ素	mg/L	0.3 以下
セレン	mg/L	0.3 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5 以下

8) 主灰処理物及びダスト処理物中のダイオキシン類濃度

主灰処理物及びダスト処理物に含まれるダイオキシン類は次の基準を遵守すること。

ダイオキシン類濃度 0.25 ng-TEQ/g 以下

9) 焼却灰の熱しゃく減量

焼却灰の熱しゃく減量は次の基準を遵守すること。

熱しゃく減量 10% 以下

10) 蛍光管破砕機エリアの空気中水銀濃度

リサイクルプラザの蛍光管破砕機エリアの空気中水銀濃度は次の基準を遵守すること。

水銀濃度 0.025 mg/m³ 以下

15. 用役条件

本施設における用役条件を以下に示す。なお、下記に係る費用負担については、別紙5のとおりとする。

1) 給水

生活系：上水

プラント系：上水

2) 電力

3相3線式、6.6kV、50Hz、1回線受電

なお、運営期間にわたり、事業者は自らの責任及び負担において、電気事業者と契約を行い、電力を供給すること。

16. 災害発生時等の協力

震災その他不測の事態により、要求水準書に示す計画搬入量を超える多量のごみが発生するなどの状況に対して、その処理・処分を連合が実施しようとする場合、事業者はその処理・処分に協力しなければならない。この場合、委託費の追加費用は運營業務委託契約書の定めるところとする。

17. 事故発生時の対応

事業者は、万一の事故発生時には、連合・関係官庁へ速やかに連絡すると共に、本施設内の来場者、連合職員及び事業者の安全を第一に考え、行動すること。また、安全が確認された後は原因の究明及び施設の復旧に努めること。

第3節 運営・維持管理業務条件

1. 運営・維持管理業務

運営・維持管理業務は、以下に基づいて行うものとする。

- ①要求水準書
- ②事業契約書
- ③その他連合の指示するもの

2. 要求水準書記載事項

1) 記載事項の補足等

要求水準書に記載された事項は、本業務における基本的部分について定めたものであり、要求水準書に記載されていない事項であっても、本施設を運営・維持管理するために必要と思われるものについては、連合の確認を得てすべて事業者の責任及び負担にて実施しなければならない。

2) 参考図書を取り扱い

要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。事業者は「(参考)」と記載されたものについて、本施設を運営・維持管理するために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任及び負担において補足・完備しなければならない。

第2章 運営・維持管理体制

第1節 組織計画

1. 全体組織計画

事業者は、本業務にかかる組織として、以下により適切な組織構成を計画すること。

- ①事業者は、本業務の運営事業所長として、廃棄物処理施設技術管理士の資格を有する者を配置すること。
- ②事業者は、ごみ焼却施設の運転責任者及びリサイクルプラザの運転責任者として、それぞれ廃棄物処理施設技術管理士の資格及び1年以上の実務経験を有する者を配置すること。
- ③事業者は、第2種ボイラ・タービン主任技術者の資格を有する者を配置すること。
- ④事業者は、第3種電気主任技術者の資格を有する者を配置すること。
- ⑤事業者は、その他本業務を行うにあたり必要な有資格者を配置すること。

表 2.1.1 本業務を行うにあたって必要な資格(参考)

資格の種類
廃棄物処理施設技術管理士（ごみ処理施設）
廃棄物処理施設技術管理士（破砕・リサイクル施設）
第3種電気主任技術者
第2種ボイラ・タービン主任技術者
クレーン運転特別教育修了者（吊り上げ荷重5t未満）
危険物保安監督者（危険物取扱者）
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
第1種圧力容器取扱作業主任者
特定化学物質等作業主任者（アンモニアガス）
ショベルローダ技能講習修了者
有機溶剤作業主任者

2. 施設別組織計画

- ①事業者は本業務において、本施設における適切な組織構成を計画すること。
- ②事業者は、本施設の各施設の管理運営に必要な有資格者及び人員を確保すること。なお、関係法令、所管官庁の指導を遵守する範囲において、有資格者及び人員を施設間で兼任することは可能とする。

第2節 労働安全衛生・作業環境管理

事業者は、本業務にかかる労働安全衛生・作業環境管理として、以下により計画すること。

- ①事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、作業従事者の安全と健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等を整備すること。
- ②事業者は、整備した安全衛生管理体制について連合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに連合に報告すること。
- ③事業者は、作業に必要な保護具、測定器等を整備し、作業従事者に使用させること。また、保護具、測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- ④事業者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基安発第20号、平成13年4月25日）に基づきダイオキシン類対策委員会を設置し、委員会において策定される「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を遵守すること。
- ⑤事業者は、ダイオキシン類へのばく露防止上必要な管理者、組織等を整備すること。整備した体制について連合に報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに連合に報告すること。
- ⑥事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、連合と協議の上、施設の改善を行うこと。
- ⑦事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、作業従事者に対して健康診断を実施し、その結果に対する対策を行うこと。
- ⑧事業者は、作業従事者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- ⑨事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に連合に連絡し、連合の

参加について協議すること。

⑩事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。

第3節 防火管理

①事業者は、消防法等関係法令に基づき、対象施設の防火上必要な管理者、組織等を整備すること。

②事業者は、整備した防火管理体制について連合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに連合に報告すること。

③事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理上、問題がある場合は、連合と協議の上、施設の改善を行うこと。

第4節 連絡体制

事業者は、平常時及び緊急時の連合等への連絡体制を整備し、報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに連合に報告すること。

第5節 施設警備・防犯体制

①事業者は、場内の警備体制を整備すること。

②事業者は、整備した施設警備・防犯体制について連合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに連合に報告すること。

③事業者は、場内警備を実施すること。

④事業者は、リサイクルプラザ工場棟の夜間・休日の施錠管理を実施すること。

第6節 見学者対応

本施設の見学を希望する者の対応は、事業者が主体となって実施すること。なお、必要に応じて、連合と見学日程・人数等を協議すること。

第7節 住民対応

①事業者は、常に適切な運営・維持管理を行うことにより、周辺の住民の理解、協力を得ること。なお、住民等による意見等があった場合は、連合との協議の上、適切に対応し、その結果を連合に報告すること。

②事業者は、地元町内会、連合及び関係市町村で構成された地域協議会の会議に参加し、協議内容を遵守しなければならない。

第8節 帳票類の管理

事業者は、各施設の管理運営に必要な帳票類を整備し管理運用すること。なお、帳票リスト及び様式については、連合との協議の上、決定すること。

表 2.8.1 帳票類の種類（参考）

No	名称	No	名称
1	職員配置表	8	定期整備報告書
2	勤務体制編成表	9	設備（機器）台帳
3	運転日報・月報・年報	10	検査台帳
4	機器運転・作業日誌	11	給油台帳
5	受電変電設備日誌	12	備品・予備品台帳
6	試験検査日誌	13	その他必要な書類
7	ごみ処理施設維持管理状況報告		

第9節 地元雇用

事業者は、本施設の管理運営にあたり、地元構成市町村からの雇用を積極的に行うとともに、現在の運営委託事業者の下で従事している従業員の継続雇用に配慮すること。

第3章 搬入管理業務

第1節 受付時間

①計量棟における受付時間は、原則、9:00～16:00とする。

②昼休憩時間は、原則、12:00～13:00とする。

③土日の終日、年末年始、平日夜間等は受付時間外とする。

※年末年始の休場日は12月29日から1月3日とする。ただし、構成市町村の依頼により、臨時開場する場合があります。

第2節 搬入管理

①連合は、令和4年度から令和5年度末まで、別紙1業務の分担に示すとおり、計量、搬入車両の案内指示及びごみの搬入管理を行う。

②事業者は令和6年度以降、上記①の業務を行う。

③事業者は、善良なる管理者として、処理不適物を処理しないように対応すること。処理不適物を発見した場合は、処理不適物の中からごみ焼却施設並びにリサイクルプラザで処理可能なごみを選別すること。

④事業者は、上記の選別後に処理不適物が残った場合、連合に報告し、連合へ引渡すこと。

⑤事業者は、連合が搬入車両に対して不定期に行うプラットホーム内での搬入検査に協力すること。

⑥事業者は、リサイクルプラザのプラットホームにおいて、搬入されるごみに対し、資源化物の受入ヤードへの積下ろし・受入ホッパへの投入、不燃性粗大ごみ・可燃性粗大ごみ・不燃ごみのピットへの投入作業を行う。

第4章 運転管理業務

第1節 ごみ焼却施設に係る運転管理業務

1. ごみ焼却施設の運転

事業者は、ごみ焼却施設の各設備を適切に運転し、ごみ焼却施設の基本性能（第1章 第2節 12参照）を発揮し、関係法令、ごみ焼却施設の公害防止条件等を遵守し、搬入されるごみを適正に処理するとともに、経済的な運転に努めること。

2. 運転条件

事業者は、以下に示す運転条件に基づき、施設を適切に運転管理すること。

3. 年度別計画搬入量

年度別計画搬入量は、表 4.1.1 に示すとおりとする。なお、過去5年間の年度別搬入量は、表 4.1.2 に示すとおり。

表 4.1.1 年度別計画搬入量 (t/年)

項 目		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
可燃ごみ	生活系可燃	17,568.33	17,150.49	16,738.52	16,322.44	15,913.31
	事業系一廃	18,385.23	18,201.09	18,024.85	17,847.65	17,671.49
	その他ごみ	320.54	317.29	314.03	310.78	307.53
	合 計	36,274.10	35,668.87	35,077.41	34,480.87	33,892.33

項 目		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
可燃ごみ	生活系可燃	15,503.90	15,092.36	14,685.29	14,274.85	13,871.42
	事業系一廃	17,493.38	17,322.90	17,153.46	16,983.05	16,813.68
	その他ごみ	304.27	301.02	297.77	294.51	291.26
	合 計	33,301.55	32,716.28	32,136.52	31,552.41	30,976.36

項 目		令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度
可燃ごみ	生活系可燃	13,470.20	13,085.42	12,701.65	12,316.57	11,933.62
	事業系一廃	16,649.68	16,494.72	16,339.80	16,184.90	16,036.13
	その他ごみ	288.00	284.75	281.50	278.24	274.99
	合 計	30,407.88	29,864.89	29,322.94	28,779.72	28,244.74

項 目		合計(15年間)
可燃ごみ	生活系可燃	220,628.37
	事業系一廃	257,602.02
	その他ごみ	4,466.49
	合 計	482,696.87

表 4.1.2 過去5年間の年度別搬入量 (t/年)

項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
可燃ごみ	生活系可燃	20,475.68	19,633.78	19,271.71	18,945.11	18,757.92
	事業系一廃	19,759.29	19,915.22	20,084.19	19,251.25	18,898.42
	その他ごみ	610.13	603.61	312.03	286.22	317.65
	合 計	40,845.10	40,152.61	39,667.93	38,482.58	37,973.99

4. 年間運転日数

ごみ焼却施設の年間運転日数は、搬入されるごみを滞りなく処理することを条件とすること。

5. 運転時間

ごみ焼却施設の運転時間は 24 h/日とする。

6. 施設動線

- ①場内の動線については、別途連合が指示する動線を遵守すること。
- ②緊急時の動線については連合と協議すること。

7. 計画ごみ質

第 1 章 第 2 節 13 参照

8. 計画残さ発生率

「実施設計図書」（物質収支）参照

9. 計画資源化量

「実施設計図書」（物質収支）参照

10. 公害防止条件

第 1 章 第 2 節 14 参照

11. 用役条件

第 1 章 第 2 節 15 参照

12. 車両の仕様

運転管理に必要な車両は、ごみ焼却施設の運転管理・維持管理に支障のない車両を選定すること。

13. ごみの性状分析

事業者は、ごみ焼却施設に搬入されたごみの性状について、定期的に分析・管理を行うこと。なお、連合は、安定した処理を確認するため、事業者との協議により、分析の測定回数を増やすことができる。

14. 適正処理

- ①事業者は、関係法令、ごみ焼却施設の公害防止条件等を遵守し、搬入されたごみを適正に処理すること。特にダイオキシン類の排出抑制に努めた処理を行うこと。
- ②事業者は、ごみ焼却施設より回収される主灰処理物及びダスト処理物等が関係法令、公害防止条件等を満たすように適正に処理すること。主灰処理物及びダスト処理物等が上記の関係法令、公害防止条件等を満たさない場合、事業者は上記の関係法令、公害防止条件等を満たすよう必要な措置を講じること。
- ③事業者は、連合及び基幹的設備改良工事請負事業者と協議を行い、ごみ焼却施設に搬入される処理対象ごみについて、外部委託処理を行わないよう努めること。

15. 適正運転

事業者は、ごみ焼却施設の運転が、関係法令、公害防止条件等を満たしていることを自らが行う検査（第三者機関による検査（精密機能検査など）及び自主検査）によって確認すること。

16. 副生成物の引渡し

- ①事業者は、ごみ焼却施設より回収される主灰処理物及びダスト処理物が関係法令、公害防止条件等を遵守することを定期的に確認し、連合の指示に従って保管し、連合又は連合が指定する者へ引渡しを行うこと。
- ②事業者は、ごみ焼却施設の集じん灰処理設備で回収される水銀について、事業者の責にて適正に処理を行うこと。
- ③事業者は、処理不適物から選別された最終処分物について、連合の指示に従って場内に保管し、連合又は連合が指定する者へ引渡しを行うこと。

17. 運転管理体制

- ①事業者は、ごみ焼却施設を適切に運転するために、運転管理体制を整備すること。

- ②事業者は、整備した運転管理体制について連合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに連合に報告すること。

18. 運転計画の作成

- ①事業者は、年度別の計画処理量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、連合へ報告し、承諾を得ること。
- ②事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、連合へ報告すること。
- ③事業者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画に変更が生じる場合、連合へ報告し、計画を変更しなければならない。

19. 運転管理マニュアル

- ①事業者は、ごみ焼却施設の運転操作に関して、運転管理上の目安としての管理項目を設定するとともに、操作手順及び方法について取扱説明書に基づいて基準化した運転管理マニュアルを作成し、連合へ報告すること。
事業者は、運転管理マニュアルに基づいた運転を実施しなければならない。
- ②事業者は、策定した運転管理マニュアルについて、施設の運転にあわせて随時改善していかななければならない。
なお、運転管理マニュアルを改善した場合、連合へ報告すること。

20. 運転管理記録の作成

事業者は、各設備機器の運転データ、電気・上水等の用役データを記録するとともに、分析値、補修等の内容を含んだ運転日誌、日報、月報、年報等を作成しなければならない。

第2節 リサイクルプラザに係る運転管理業務

1. リサイクルプラザの運転

事業者は、リサイクルプラザの各設備を適切に運転し、リサイクルプラザの基本性能（第1章 第2節 12 参照）を発揮し、関係法令、リサイクルプラザの公害防止条件等を遵守し、搬入されるごみを適正に処理するとともに、経済的な運転に努めること。

2. 運転条件

事業者は、以下に示す運転条件に基づき、施設を適切に運転管理すること。

3. 年度別計画搬入量

年度別計画搬入量は、表 4.2.1 に示すとおりとする。なお、過去5年間の年度別搬入量は表 4.2.2 に示すとおり。

表 4.2.1 年度別計画搬入量 (t/年)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
不燃ごみ	2,346.82	2,291.55	2,236.27	2,180.99	2,125.71	2,070.43	2,015.15	1,959.87
粗大ごみ	2,207.52	2,155.52	2,103.52	2,051.53	1,999.53	1,947.53	1,895.54	1,843.54
缶	353.50	351.44	349.41	347.38	345.36	343.34	341.32	339.31
スプレー缶	19.95	19.91	19.88	19.85	19.81	19.78	19.74	19.71
びん	611.89	610.85	609.80	608.76	607.71	606.67	605.62	604.57
ペットボトル	303.65	303.13	302.62	302.10	301.58	301.06	300.54	300.02
プラ製容器包装	1,498.42	1,495.86	1,493.30	1,490.74	1,488.18	1,485.62	1,483.06	1,480.50
蛍光管	4.86	4.85	4.84	4.83	4.82	4.81	4.81	4.80
電池類	18.81	18.78	18.75	18.72	18.68	18.65	18.62	18.59
小型家電*	3.99	3.98	3.98	3.97	3.96	3.96	3.95	3.94

	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	合計
不燃ごみ	1,904.60	1,849.32	1,794.04	1,738.76	1,683.48	1,628.20	1,572.93	29,398.12
粗大ごみ	1,791.54	1,739.54	1,687.55	1,635.55	1,583.55	1,531.55	1,479.56	27,653.07
缶	337.32	335.37	333.42	331.48	329.54	327.60	325.70	5,091.48
スプレー缶	19.68	19.64	19.61	19.57	19.54	19.50	19.47	295.64
びん	603.53	602.48	601.44	600.39	599.35	598.30	597.26	9,068.62
ペットボトル	299.50	298.98	298.46	297.95	297.43	296.91	296.39	4,500.32
プラ製容器包装	1,477.94	1,475.38	1,472.82	1,470.25	1,467.69	1,465.13	1,462.57	22,207.44
蛍光管	4.79	4.78	4.77	4.76	4.76	4.75	4.74	71.96
電池類	18.56	18.52	18.49	18.46	18.43	18.40	18.36	278.83
小型家電*	3.94	3.93	3.92	3.91	3.91	3.90	3.90	59.14

表 4.2.2 過去5年間の年度別搬入量 (t/年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
不燃ごみ (搬入量)	2,935.72	2,624.48	2,562.33	2,613.28	2,512.66
粗大ごみ (搬入量)	2,520.38	2,171.85	2,166.11	2,372.98	2,363.51
缶	405.79	393.97	384.11	367.60	359.13
スプレー缶	19.70	19.31	19.79	20.96	20.05
びん	730.63	688.64	684.66	664.07	615.03
ペットボトル	259.09	273.67	284.41	291.69	305.21
プラ製容器包装	1,494.07	1,445.47	1,472.20	1,505.68	1,506.10
蛍光管	6.76	5.72	5.19	5.40	4.88
電池類	18.67	17.78	17.64	22.20	18.91
小型家電*	1.94	2.95	2.54	2.81	4.01

※小型家電については、受入、処理、搬出及びその他関連業務を連合が行う。

4. 年間運転日数

リサイクルプラザの年間運転日数は、搬入されるごみ等を滞りなく処理することを条件とすること。

5. 運転時間

施設の運転時間は5 h/日を基本とし、ごみ処理の状況によって適宜調整すること。

6. 施設動線

- ①場内の動線については、別途連合が指示する動線を遵守すること。
- ②緊急時の動線については連合と協議すること。

7. 計画ごみ質

第1章 第2節13参照

8. 計画残さ発生率

「実施設計図書」(物質収支)参照

9. 計画資源化量

「実施設計図書」(物質収支)参照

10. 公害防止条件

第1章 第2節14参照

11. 用役条件

第1章 第2節15参照

12. 車両の仕様

運転管理に必要な車両は、リサイクルプラザの運転管理・維持管理に支障のない車両を選定すること。

13. ごみの性状分析

事業者は、リサイクルプラザに搬入されたごみの性状について、定期的に分析・管理を行うこと。

14. 適正処理

- ①事業者は、関係法令、リサイクルプラザの公害防止条件等を遵守し、搬入されたごみを適正に処理すること。
- ②事業者は、リサイクルプラザの選別系統より回収される資源化物が「リサイクルプラザ 実施設計図書」において保証される純度・回収率を満たすように適正に処理すること。回収された資源化物が上記の純度・回収率を満たさない場合、事業者は満たすよう必要な措置を講じること。
- ③事業者は、連合及び基幹的設備改良工事請負事業者と協議を行い、リサイクルプラザに搬入される処理対象ごみについて、外部委託処理を行わないよう努めること。止むを得ない事情により、ピット内に貯留ができない場合、連合との協議により、連合の指定する場所へ一時貯留を行うこと。なお、一時貯留した場合、飛散防止、臭気対策、降雨及び降雪などの影響も考慮した必要な措置及び処理再開後の運搬を行うこと。

15. 適正運転

事業者は、リサイクルプラザの運転が、関係法令、公害防止条件等を満たしていることを自らが行う検査(第三者機関による検査及び自主検査)によって確認すること。

16. ごみ焼却施設への搬出

事業者は、リサイクルプラザより発生する可燃性粗大ごみの破碎ごみ、資源ごみ処理後の残さ(可燃物)をごみ焼却施設へ運搬すること。

17. 副生成物の引渡し・資源化の支援

- ①事業者は、リサイクルプラザで選別・回収した資源化物を、圧縮・梱包・保管・貯留し、連合又は連合が指定する者へ引渡しを行うこと。
- ②事業者は、リサイクルプラザより回収される処理不適物、有害ごみ及び残さについて、保管・貯留し、連合又

は連合が指定する者へ引渡しを行うこと。

- ③事業者が、プラ製容器包装、ペットボトル、アルミ缶、スチール缶、びん類、アルミ類、鉄類等の資源化物の資源化業者を提案することを可能とする。

18. 副生成物の性状分析

- ①事業者は、リサイクルプラザの選別系統より回収する資源化物、不適物、処理残さ、破碎ごみ、資源ごみ処理後の残さ（可燃物）の量について記録すること。
- ②事業者は、リサイクルプラザの選別系統より回収する資源化物、不適物、処理残さ、破碎ごみ、資源ごみ処理後の残さ（可燃物）の性状について必要に応じて分析を行うこと。

19. 運転管理体制

- ①事業者は、リサイクルプラザを適切に運転するために、運転管理体制を整備すること。
- ②事業者は、整備した運転管理体制について連合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに連合に報告すること。

20. 運転計画の作成

- ①事業者は、年度別の計画処理量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、連合へ報告し、承諾を得ること。
- ②事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、連合へ報告すること。
- ③事業者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画に変更が生じる場合、連合へ報告し、計画を変更しなければならない。

21. 運転管理マニュアル

- ①事業者は、リサイクルプラザの運転操作に関して、運転管理上の目安としての管理項目を設定するとともに、操作手順及び方法について取扱説明書に基づいて基準化した運転管理マニュアルを作成し、連合へ報告すること。事業者は、運転管理マニュアルに基づいた運転を実施しなければならない。
- ②事業者は、策定した運転管理マニュアルについて、施設の運転にあわせて随時改善していかななければならない。運転管理マニュアルを改善した場合、連合へ報告すること。

22. 運転管理記録の作成

事業者は、各設備機器の運転データ、電気・上水等の用役データを記録するとともに、分析値、補修等の内容を含んだ運転日誌、日報、月報、年報等を作成しなければならない。

第5章 維持管理業務（保守管理・補修点検）

第1節 ごみ焼却施設に係る維持管理業務

1. 備品・用役の調達計画

事業者は、ごみ焼却施設の年間運転計画及び月間運転計画に基づき、経済性を考慮した主要な備品・用役の調達計画（年間調達計画）を作成し、連合へ報告すること。

2. 備品・什器・物品・用役の管理

事業者は、調達計画に基づき調達した備品・什器・物品・用役を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。

3. 施設の機能維持

- ①事業者は、ごみ焼却施設の基本性能（第1章 第2節 12 参照）を運営期間にわたって維持すること。
- ②事業者は、ごみ焼却施設の公害防止条件（第1章 第2節 14 参照）を運営期間にわたって遵守すること。

4. 点検・検査計画

- ①事業者は、点検及び検査を効率的に実施できるように点検・検査計画を策定すること。
- ②点検・検査計画については、日常点検、定期点検、法定点検・検査（表 5.1.1 法定点検項目（参考））、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度のもの及び運営期間を通じたもの）を作成し、連合へ報告すること。
- ③全ての点検・検査は、運転の効率性や安全性を考慮し計画すること。

5. 点検・検査の実施

- ①事業者は、毎年度提出する点検・検査計画書に基づき、点検・検査を実施すること。
- ②日常点検で異常が発生した場合や故障が発生した場合等は、事業者は臨時点検を実施すること。
- ③点検・検査に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数又は連合との協議による年数保管すること。
- ④点検・検査結果報告書を作成し連合へ報告すること。

6. 補修・更新に関する考え方

維持管理業務に含まれる補修・更新（契約期間満了までに行うもの）とは、事業者がごみ焼却施設の基本性能を維持するために必要な機器の補修・更新（各機器により耐用期間が異なる。）であり、大規模改修については業務範囲外とする。なお、本業務における大規模改修を以下のとおり定義する。

大規模改修とは、契約期間（15 年間）の終了後も施設を継続して使用する場合において、その性能を引き続き発揮するために必要な再生工事、改造を行う工事及び分解修理（オーバーホール）を指す。

大規模改修の実施については、連合が主体となって大規模改修計画を作成し、これに基づいて行う。なお、本計画作成にあたっては、事業者も協力すること。

表 5.1.1 法定点検項目（参考）

No	項目	法令・通知等	備考	記録の保存
1	計量機	計量法 定期検査	2年に1回	
2	一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 維持管理 同法施行規則 精密機能検査	3年に1回以上	運営期間中
3	クレーン	労働安全衛生法 検査証の有効期間等 クレーン等安全規則 年次点検 月次点検 性能検査	1年以内ごとに1回 1月以内ごとに1回 2年以内ごとに1回	運営期間中
4	発電用ボイラ	電気事業法 同法施行規則 定期検査 ボイラ	保安規定 2年に1回	
5	タービン	電気事業法 同法施行規則 定期検査 タービン	保安規定 4年に1回	
6	第1種圧力容器	労働安全衛生法 検査証の有効期間等 ボイラ及び圧力容器安全規則 定期自主点検 性能試験	1月以内ごとに1回 1年以内ごとに1回	
7	小型ボイラ 小型圧力容器	ボイラ及び圧力容器安全規則 定期自主点検	1年以内ごとに1回	
8	受配電設備	電気事業法 電気設備技術基準	保安規定	
9	消防用設備	消防法 同法施行規則 機能点検 総合点検	6か月に1回 1年に1回	
10	危険物の貯蔵所	消防法 定期点検	3年に1回 ※設置から16年日以降は 1年以内ごとに1回	
11	エレベータ	労働安全衛生法 検査証の有効期間等 クレーン等安全規則 年次点検 月次点検 性能検査	1年以内ごとに1回 1月以内ごとに1回 1年以内ごとに1回	運営期間中
12	その他必要な項目	関係法令	関係法令の規定	

7. 補修計画の作成

- ①事業者は、運営期間を通じた補修計画を作成し、連合へ報告し、承諾を得ること。
- ②事業者は、連合が策定した「北しりべし広域クリーンセンター ごみ焼却施設 長寿命化総合計画」及び運営期間中に実施する基幹的設備改良工事を踏まえ、運営期間を通じた補修計画を点検・検査結果に基づき毎年度更新し、連合に報告すること。
- ③点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を作成し、連合に報告すること。
- ④事業者が計画すべき補修の範囲は、点検・検査結果より、ごみ焼却施設の基本性能を維持するための設備・機器の部分取替、調整である。

8. 補修の実施

- ①事業者は、点検・検査結果に基づき、ごみ焼却施設の基本性能を維持するための補修を行うこと。
- ②補修に際しては、補修工事施工計画書を連合へ報告すること。
- ③各設備・機器の補修に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数又は連合との協議による年数保管すること。
- ④事業者が行うべき補修の範囲は表 5.1.2 に示す補修の範囲（参考）のとおりである。
 - (a) 点検・検査結果より、設備の基本性能を維持するための部分取替、調整
 - (b) 設備が故障した場合の修理、調整
 - (c) 再発防止のための修理、調整

表 5.1.2 補修の範囲（参考）

作業区分		概要	作業内容（例）
補修工事	予防保全 定期点検整備 （オーバーホール、 中間点検の補修）	定期的に点検検査又は部分取替を行い、突発的故障を未然に防止する。（原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう。）	・部分的な分解点検検査 ・給油 ・調整 ・部分取替 ・精度検査 等
	補修	整備性能の劣化を回復させる。（原則として設備全体を分解して行う大掛かりな修理をいう。）	設備の分解→各部品点検→部品の修理又は取替→組付→調整→精度検査
	予防修理	異常の初期段階に不具合箇所を早急に処理する。	日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の修理
事後保全	緊急事後保全 （突発修理）	設備が故障して停止したとき、又は性能が著しく低下したときに早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
	通常事後保全 （事後修理）	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。	故障の修理、調整

9. 精密機能検査

事業者は、施設の性能確認を行うために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に基づき、精密機能検査を行い性能の維持に努めること。

10. 土木・建築設備の保全

- ①事業者は、ごみ焼却施設の照明・採光設備、給排水衛生設備、空調設備等の点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行うこと。特に見学者等第三者が立ち入る場所については、適切に点検、修理、交換等を行うこと。
- ②事業者は、建屋の外壁、屋根の防水、構内道路のアスファルト舗装及び構内白線引について別紙 6 に定める内容で適切に点検、修理、交換等を行うこと。

11. 清掃

事業者は、ごみ焼却施設の清掃計画を作成し、施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者が立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。

12. 安全衛生管理・作業環境管理

- ①事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における作業従事者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- ②事業者は、作業環境に関する調査・測定を行い、作業環境管理報告書を連合へ提出すること。
- ③事業者は、ごみ焼却施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- ④安全作業マニュアルはごみ焼却施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。

13. 機器更新

- ①事業者は、運営期間内におけるごみ焼却施設の基本性能（第1章 第2節12参照）を維持するために、機器の耐用年数を考慮した運営期間にわたる更新計画を作成し、連合に報告すること。
- ②運営期間を通じた更新計画は、点検・検査結果に基づき更新し、連合に報告すること。
- ③事業者は、更新計画の対象となる機器について、更新計画を踏まえ、機器の耐久度・消耗状況により、機器の更新を行うこと。ただし、法令改正又は不可抗力によるものは、事業者による機器更新の対象から除くものとする。
- ④更新に際しては、更新工事施工計画書を連合に報告すること。
- ⑤各設備・機器の更新に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数又は連合との協議による年数保管すること。

14. 改良保全

事業者は、改良保全を行おうとする場合は、改良保全に関する計画を提案し連合と協議すること。

15. 維持補修と更新工事

- ①事業者は、補修及び更新計画作成においては、別紙7の設備更新計画を反映し、作成を行うこと。
- ②事業者は、別紙7の設備更新計画に従って、施設の性能維持に必要な補修と更新工事を行うこと。

16. 本業務期間終了時の条件

- ①本業務期間終了時の条件は、本施設の基本的な性能（機能・効率・能力等計測可能なもの）を発揮できる状態とする。
- ②事業者は、本業務終了時に本施設の基本的な性能（機能・効率・能力等計測可能なもの）が発揮されているかを確認するため、第三者機関による性能確認検査（精密機能検査程度）を実施すること。
- ③本業務期間終了時における引渡しの詳細条件は、連合と事業者の協議により決定するものとし、協議は本業務期間終了の5年前を目処に開始することとする。

第2節 リサイクルプラザに係る維持管理業務

1. 備品・用役の調達計画

事業者は、リサイクルプラザの年間運転計画及び月間運転計画に基づき、経済性を考慮した備品・用役の調達計画（年間調達計画）を作成し、連合へ報告すること。

2. 備品・什器・物品・用役の管理

事業者は、調達計画に基づき調達した備品・什器・物品・用役を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。

3. 施設の機能維持

- ①事業者は、リサイクルプラザの基本性能（第1章 第2節 12 参照）を運営期間にわたって維持すること。
- ②事業者は、リサイクルプラザの公害防止条件（第1章 第2節 14 参照）を運営期間にわたって遵守すること。

4. 点検・検査計画

- ①事業者は、点検及び検査を効率的に実施できるように点検・検査計画を策定すること。
- ②点検・検査計画については、日常点検、定期点検、法定点検・検査（表 5.2.1 法定点検項目（参考））、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度のもの及び運営期間を通じたもの）を作成し、連合へ報告すること。
- ③事業者は、資源化物系統のうち休止している紙パック系統、紙製容器包装系統及び新聞・雑誌・段ボール系統について、必要な点検・検査を毎年度実施すること。
- ④全ての点検・検査は、運転の効率性や安全性を考慮し計画すること。

5. 点検・検査の実施

- ①点検・検査は毎年度提出する点検・検査計画書に基づいて実施すること。
- ②日常点検で異常が発生した場合や故障が発生した場合等は、事業者は臨時点検を実施すること。
- ③点検・検査に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数又は連合との協議による年数保管すること。
- ④点検・検査結果報告書を作成し連合へ報告すること。

6. 補修・更新に関する考え方

維持管理業務に含まれる補修・更新（契約期間満了までに行うもの）とは、事業者がリサイクルプラザの基本性能を維持するために必要な機器の補修・更新（各機器により耐用期間が異なる。）であり、大規模改修については業務範囲外とする。なお、本業務における大規模改修を以下のとおり定義する。

大規模改修とは、契約期間（15 年間）の終了後も施設を継続して使用する場合において、その性能を引き続き発揮するために必要な再生工事、改造を行う工事及び分解修理（オーバーホール）を指す。

大規模改修の実施については、連合が主体となって大規模改修計画を作成し、これに基づいて行う。なお、本計画作成にあたっては、事業者も協力すること。

表 5.2.1 法定点検項目（参考）

No	項目	法令・通知等	備考	記録の保存
1	一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 維持管理 同法施行規則 精密機能検査	3年に1回以上	運営期間中
2	クレーン	労働安全衛生法 検査証の有効期間等 クレーン等安全規則 年次点検 月次点検 性能検査	1年以内ごとに1回 1月以内ごとに1回 2年以内ごとに1回	運営期間中
3	受配電設備	電気事業法 電気設備技術基準	保安規定	
4	消防用設備	消防法 機能点検 同法施行規則 総合点検	6か月に1回 1年に1回	
5	エレベータ	労働安全衛生法 検査証の有効期間等 クレーン等安全規則 年次点検 月次点検 性能検査	1年以内ごとに1回 1月以内ごとに1回 1年以内ごとに1回	運営期間中
6	その他必要な項目	関係法令	関係法令の規定	

7. 補修計画の作成

- ①事業者は、運営期間を通じた補修計画を作成し、連合へ報告し、承諾を得ること。
- ②事業者は、連合が策定した「北しりべし広域クリーンセンター リサイクルプラザ 長寿命化総合計画」及び運営期間中に実施する基幹的設備改良工事を踏まえ、運営期間を通じた補修計画を、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、連合に報告すること。
- ③点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を作成し、連合に報告すること。
- ④事業者が計画すべき補修の範囲は、点検・検査結果より、リサイクルプラザの基本性能を維持するための設備・機器の部分取替、調整である。

8. 補修の実施

- ①事業者は、点検・検査結果に基づき、リサイクルプラザの基本性能を維持するための補修を行うこと。
- ②補修に際しては、補修工事施工計画書を連合へ報告すること。
- ③各設備・機器の補修に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数又は連合との協議による年数保管すること。
- ④事業者が行うべき補修の範囲は表 5.1.2 に示す補修の範囲（参考）のとおりである。
 - (a) 点検・検査結果より、設備の基本性能を維持するための部分取替、調整
 - (b) 設備が故障した場合の修理、調整
 - (c) 再発防止のための修理、調整

9. 精密機能検査

事業者は、施設の性能確認を行うために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に基づき、精密機能検査を行い性能の維持に努めること。

10. 土木・建築設備の保全

- ①事業者は、リサイクルプラザのプラザ機能設備、照明・採光設備、給排水衛生設備、空調設備等の点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行うこと。特に見学者等第三者が立ち入る場所については、適切に点検、修理、交換等を行うこと。
- ②事業者は、建屋の外壁、屋根の防水、構内道路のアスファルト舗装及び構内白線引について別紙 7 に定める内容で適切に点検、修理、交換等を行うこと。

11. 清掃

事業者は、リサイクルプラザの清掃計画を作成し、施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三

者が立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。

12. 安全衛生管理・作業環境管理

- ①事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における作業従事者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- ②事業者は、作業環境に関する調査・測定を行い、作業環境管理報告書を連合へ報告すること。
- ③事業者は、リサイクルプラザにおける標準的な安全作業の手順(安全作業マニュアル)を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- ④安全作業マニュアルはリサイクルプラザの作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。

13. 機器更新

- ①事業者は、運営期間内におけるリサイクルプラザの基本性能(第1章 第2節 12参照)を維持するために、機器の耐用年数を考慮した運営期間にわたる更新計画を作成し、連合に報告すること。
- ②運営期間を通じた更新計画は、点検・検査結果に基づき更新し、連合に報告すること。
- ③事業者は、更新計画の対象となる機器について、更新計画を踏まえ、機器の耐久度・消耗状況により、機器の更新を行うこと。ただし、法令改正又は不可抗力によるものは、事業者による機器更新の対象から除くものとする。
- ④更新に際しては、更新工事施工計画書を連合に報告すること。
- ⑤各設備・機器の更新に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数又は連合との協議による年数保管すること。

14. 改良保全

事業者は、改良保全を行おうとする場合は、改良保全に関する計画を提案し連合と協議すること。

15. 維持補修と更新工事

- ①事業者は、補修及び更新計画作成においては、別紙7の設備更新計画を反映し、作成を行うこと。
- ②事業者は、別紙7の設備更新計画に従って、施設の性能維持に必要な補修と更新工事を行うこと。

16. 本業務期間終了時の条件

- ①本業務期間終了時の条件は、本施設の基本的な性能(機能・効率・能力等計測可能なもの)を発揮できる状態とする。
- ②事業者は、本業務終了時に本施設の基本的な性能(機能・効率・能力等計測可能なもの)が発揮されているかを確認するため、第三者機関による性能確認検査(精密機能検査程度)を実施すること。
- ③本業務期間終了時における引渡しの詳細条件は、連合と事業者の協議により決定するものとし、協議は本業務期間終了の5年前を目処に開始することとする。

第6章 環境管理業務

第1節 環境保全基準

- ①事業者は、本施設の公害防止条件、関係法令、「北後志地域広域ごみ処理施設整備事業 生活環境影響調査書」及び「(仮称)北しりべし広域クリーンセンター 基幹的設備改良工事 生活環境影響調査書」等を遵守した環境保全基準を定めること。
- ②事業者は、運営・維持管理に当たり、環境保全基準を遵守すること。
- ③法改正等により環境保全基準を変更する場合は、連合と協議すること。

第2節 環境保全計画

- ①事業者は、運営期間中、環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画(別紙8参照)を作成し、連合へ報告すること。
- ②事業者は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認すること。
- ③事業者は、環境保全基準の遵守状況について連合へ報告すること。

第3節 作業環境管理基準

- ①事業者は、本施設の運営において、ダイオキシン類対策特別措置法、労働安全衛生法等を遵守した作業環境管理基準を定めること。
- ②事業者は、管理運営に当たって作業環境管理基準を遵守すること。
- ③法改正等により作業環境管理基準を変更する場合は、連合と協議すること。

表 6.3.1 作業環境管理基準

項目	管理基準	備考
ダイオキシン類 (屋内作業場での管理区域)	第一管理区域	廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱

第4節 作業環境管理計画

- ①事業者は、運営期間中、関係法令に基づき、作業環境管理基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境管理計画を作成し、連合へ報告し、承諾を得ること。
- ②事業者は、作業環境管理計画に基づき、作業環境管理基準の遵守状況を確認すること。
- ③事業者は、作業環境管理基準の遵守状況について連合へ報告すること。

第7章 資源化促進業務

第1節 資源化物の品質確保

事業者は、安定して適正な資源化（有効利用）が行われるようリサイクルプラザで選別された資源化物の品質を確保すること。

第2節 資源化の支援

事業者は、連合の要請に基づき、リサイクルプラザで選別されたプラ製容器包装、ペットボトル、アルミ缶、スチール缶、びん類、アルミ類、鉄類等の資源化物が適正に資源化（有効利用）されるよう市場開拓等の支援を行うこと。

第8章 情報管理業務

第1節 運転記録報告

- ①事業者は、本施設のごみ搬入量、処理量、排出量（最終処分物、資源化物）、運転データ、用役データ、運転日誌、日報、月報、年報等を記載した運転管理に関する報告書を作成し、連合へ提出すること。
- ②事業者は、報告書の提出頻度・時期・詳細項目について連合と協議の上決定すること。
- ③運転記録関連データは、法令等で定める年数又は連合との協議による年数保管すること。

第2節 点検・検査報告

- ①事業者は、本施設の点検・検査計画及び点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書を作成し、連合へ提出すること。
- ②事業者は、報告書の提出頻度・時期・詳細項目について連合と協議の上決定すること。
- ③点検・検査関連データは、法令等で定める年数又は連合との協議による年数保管すること。

第3節 補修・更新報告

- ①事業者は、補修計画及び補修結果を記載した補修計画書及び補修結果報告書、更新計画及び更新結果を記載した更新計画書及び更新結果報告書を作成し、連合へ提出すること。
- ②事業者は、報告書の提出頻度・時期・詳細項目について連合と協議の上決定すること。
- ③補修、更新関連データは、法令等で定める年数又は連合との協議による年数保管すること。

第4節 環境管理報告

- ①事業者は、環境保全計画に基づき測定した環境保全状況を記載した環境管理報告書を作成し、連合へ提出すること。
- ②報告書の提出頻度・時期・詳細項目について連合と協議の上決定すること。
- ③環境管理関連データは、法令等で定める年数又は連合との協議による年数保管すること。

第5節 作業環境管理報告

- ①事業者は、作業環境管理計画に基づき測定した作業環境保全状況を記載した作業環境管理報告書を作成し、連合へ提出すること。
- ②報告書の提出頻度・時期・詳細項目について連合と協議の上決定すること。
- ③作業環境管理関連データは、法令等で定める年数又は連合との協議による年数保管すること。

第6節 資源化促進管理報告

- ①事業者は、リサイクルプラザで選別された資源化物について自ら資源化（有効利用）を提案した場合、その有効利用方法、有効利用先、有効利用量等を記載した資源化促進業務管理報告書を作成し、連合へ提出すること。
- ②その場合、報告書の提出頻度・時期・詳細項目について連合と協議の上決定すること。
- ③その場合、資源化促進管理関連データは、法令等で定める年数又は連合との協議による年数保管すること。

第7節 施設情報管理

- ①事業者は、本業務の対象施設に関する各種マニュアル、図面等を運営期間にわたり適切に管理すること。
- ②事業者は、補修、機器更新、改良保全等により、本業務の対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。
- ③事業者は、本業務の対象施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法について検討し、連合へ報告すること。
- ④事業者は、連合が発信するホームページ等に掲載する資料について提出を求められた場合、速やかに対応すること。
- ⑤事業者は、見学者用設備の補修・更新及び施設説明用パンフレットの増刷、改訂に当たっては、連合との協議の上、行うこと。

第8節 その他管理記録報告

- ①事業者は、本施設の設備により管理記録すべき項目、又は事業者が自主的に管理記録する項目等により、管理記録報告を作成すること。
- ②事業者は、報告書の提出頻度・時期・詳細項目について連合と協議の上決定すること。

③管理記録については、法令等で定める年数又は連合との協議による年数保管すること。

第9章 余熱利用業務

第1節 基本事項

事業者は、適切に余熱利用設備を運転し、安定した余熱利用を図ること。

第2節 施設内への供給

事業者は、ごみ焼却施設で発生した蒸気について、本施設の電力等として工場棟に供給するほか、リサイクルプラザに併設している地域還元施設に熱源を供給するものとする。

第3節 施設外への供給

将来的に施設外へ熱供給を行う場合は、連合の指示に従うものとする。これに伴う費用負担は連合が負うものとする。

第10章 防災管理業務

第1節 二次災害の防止

事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び対象施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。

第2節 緊急対応マニュアルの作成

事業者は、緊急時における人身の安全確保、本施設の安全停止、各施設の復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、連合の承諾を得ること。また、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、事業者は作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時改善していかなければならない。

第3節 事業継続計画への対応

事業者は、緊急時において「小樽市地域防災計画」及び連合が策定する「北しりべし広域クリーンセンター 事業継続計画」に基づいて、適切な対応を行うこと。

第4節 自主防災組織の整備

事業者は、台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、作業従事者の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を設立するとともに、自主防災組織及び警察、消防、連合等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は速やかに連合に報告すること。

第5節 防災訓練の実施

緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。また、防災訓練等の開催に当たっては、事前に自主防災組織の構成団体に連絡し、当該団体の参加について協議すること。

第6節 事故報告書の作成

事業者は、事故が発生した場合は、緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録等を連合に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、連合に提出すること。

第11章 その他関連業務

第1節 清掃

事業者は、敷地内について、見学者等第三者の立入りを考慮して清掃し、清潔に保つこと。なお、清掃範囲については、別紙 9 に示すとおりである。

第2節 緑化

事業者は、敷地内について、法面の草刈及び樹木の剪定を適宜行うこと。また、リサイクルプラザ玄関前の樹木については、冬囲いの措置をとること。緑化範囲については、別紙 10 に示すとおりである。

第3節 防犯・警備

事業者は、機械警備にて防犯・警備を行うこと。また、施設の戸締りを行い、第三者の進入防止に努めるものとする。機械警備の範囲は、別紙 11 に示すとおりである。

第4節 除排雪

事業者は、必要に応じて業務範囲内の構内道路の除・排雪作業を行うこと。

除・排雪作業は、日常業務に支障を来さないよう適宜行うこと。

第5節 保険

事業者は、運営期間中、業務上必要と考える保険に加入すること。保険金額等については、事業者の裁量に委ねるものとするが、加入する保険の種別等については、連合と協議の上決定すること。なお、運営期間中に連合が加入する保険は次のとおりである。

- ・建物総合損害共済（公益社団法人 全国市有物件災害共済会）
- ・廃棄物処理プラント保険（公益社団法人 全国都市清掃会議）

※廃棄物処理プラント保険の付保に係る費用は、事業者にて負担する。

別紙 1：業務の分担

以下に定める業務分担につき各々自らの費用と責任において業務を行うこととする。

1 搬入管理業務（ごみ焼却施設・リサイクルプラザ共通業務）※				
	業務内容	連合	事業者	備 考
1)	計量	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ◆搬入車両の計量業務 ◆搬出車両の計量業務 ◆計量記録の管理
2)	搬入車両の案内・指示	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ◆施設場外における案内業務 ◆計量棟で搬入・搬出車両の誘導・指示・指導 ◆プラットホームでのごみの積下ろし場所について、案内・指示
3)	ごみの搬入管理	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ◆プラットホームでの車両の誘導・指示・指導 ◆ごみ投入（積下ろし）時の確認 不適物を確認した場合の指導・報告 ◆ごみの搬入者に対するプラットホーム内での検査 （広域連合が実施、事業者は協力）

※令和 4 年度から 5 年度末までは連合が実施、令和 6 年度からは事業者が実施

2 運転管理業務（ごみ焼却施設）				
	業務内容	連合	事業者	備 考
1)	ごみ処理計画作成	○		◆年度別のごみ処理計画に基づき、搬入・搬出計画の策定
2)	運転計画の作成		○	◆年度別の計画処理量に基づく施設の点検・補修等を考慮した年間運転計画を作成し連合の承諾を得る ◆年間運転計画に基づき月間運転計画を作成し連合へ報告 ◆年間運転計画、月間運転計画に変更が生じる場合は、連合へ報告し、計画の変更
3)	運転管理マニュアルの作成		○	◆施設の運転操作に関して、操作手順、方法について取扱説明書に基づき運転管理マニュアルを作成し連合へ報告 ◆策定した運転管理マニュアルを施設の運転に合わせて随時改善
4)	ごみの性状分析		○	◆施設に搬入されたごみの性状についての定期的な分析・管理
5)	施設の運転（適正処理）		○	◆事業契約書、要求水準書、関係法令、環境保全基準を遵守したごみ処理施設の運転 ◆本施設の運転操作・運転監視業務 ◆設備・機器の日常点検業務 ◆運転員のダイオキシン類安全対策及び運転業務に係る必要な管理業務
6)	副生成物の引渡し・運搬業務	○		◆引渡された主灰処理物及びダスト処理物の搬出・運搬
			○	◆主灰処理物及びダスト処理物を連合又は連合が指定する者へ引渡し
7)	不適物（焼却処理不適物・鉄類）の搬出・運搬業務	○		◆引渡された不適物の搬出・運搬
			○	◆施設内において不適物を連合に引渡し
8)	副生成物の最終処分業務	○		◆主灰処理物、ダスト処理物及び不適物の最終処分

2 運転管理業務（ごみ焼却施設）				
	業務内容	連合	事業者	備 考
9)	副生成物の性状分析		○	◆施設から搬出される主灰処理物及びダスト処理物の量について計量・管理 ◆施設から搬出される主灰処理物及びダスト処理物の性状についての定期的な分析・管理
10)	処理不適物の処分	○		◆ごみに処理不適物が混入していた場合、不適物の搬出・最終処分
			○	◆ごみに処理不適物が混入していた場合の不適物の除去
11)	運転管理記録の作成		○	◆施設の運転に関する運転管理記録を作成し、連合へ報告 ・ごみ処理量、用役使用量等の記録 ・各種測定記録 ・運転記録、日報・月報・年報等の書類作成 ・施設の点検・保守等の記録
12)	電気・水道料金の支払い業務	○		◆電力の小売に係る契約義務
			○	◆水道の契約義務 ◆電力供給に係る契約義務 ・小売電気事業者と需給契約 ・本施設への電力供給義務 ◆電気代、水道代の使用料金（基本料金、従量料金）の支払
13)	燃料・油脂類の調達管理業務		○	◆運転業務に必要な燃料・油脂類の調達、取替、管理業務
14)	薬品類の調達管理業務		○	◆運転業務に必要な薬品類の調達、取替、管理業務
15)	その他副資材の調達管理業務		○	◆その他副資材の調達・取替、管理業務

3 運転管理業務（リサイクルプラザ）				
	業務内容	連合	事業者	備考
1)	ごみ処理計画作成	○		◆年度別のごみ処理計画に基づき、搬入・搬出計画の策定
2)	運転計画の作成		○	◆年度別の計画処理量に基づく施設の点検・補修等を考慮した年間運転計画を作成し連合の承諾を得る ◆年間運転計画に基づき月間運転計画を作成し連合へ報告 ◆年間運転計画、月間運転計画に変更が生じる場合は、連合へ報告し、計画の変更
3)	運転管理マニュアルの作成		○	◆施設の運転操作に関して、操作手順、方法について取扱説明書に基づき運転管理マニュアルを作成し連合へ報告 ◆策定した運転管理マニュアルを施設の運転に合わせて随時改善
4)	ごみの性状分析		○	◆施設に搬入されたごみの性状についての定期的な分析・管理
5)	施設の運転（適正処理）		○	◆事業契約書、要求水準書、関係法令、環境保全基準を遵守した施設の運転 ◆施設の運転操作・運転監視業務 ◆設備・機器の日常点検業務
6)	副生成物の引渡し・運搬業務	○	○	◆資源化物の資源化 ◆施設内において資源化物を保管・貯留し、連合又は連合が指定する者へ引渡し ◆資源化物の搬出車両への積み込み ◆資源化物の純度・回収率の確保 ◆可燃性粗大ごみの破碎ごみ、資源ごみ処理後の残さ（可燃物）をごみ焼却施設へ運搬 ◆資源化物の資源化（有効利用）の連合への協力

3 運転管理業務（リサイクルプラザ）				
	業務内容	連合	事業者	備考
7)	処理不適合物等（粗大・不燃ごみ処理不適合物）の搬出・運搬業務	○		◆処理残さ及び処理不適合物の搬出・運搬
8)	副生成物の性状分析		○	◆施設から搬出される、資源化物、処理不適合物、処理残さ等の量について計量・管理 ◆施設から搬出される、資源化物、処理不適合物、処理残さ等の性状についての定期的な分析・管理
9)	運転管理記録の作成		○	◆施設の運転に関する運転管理記録を作成し、連合へ報告 ◆ごみ処理量、用役使用量等の記録 ◆各種測定記録 ◆運転記録、日報・月報・年報等の書類作成 ◆施設の点検・保守等の記録
10)	電気・水道料金の支払い業務		○	◆ごみ焼却施設に準じる。
11)	燃料・油脂類の調達管理業務		○	◆運転業務に必要な燃料・油脂類の調達、取替、管理業務
12)	薬品類の調達管理業務		○	◆運転業務に必要な薬品類の調達、取替、管理業務
13)	その他副資材の調達管理業務		○	◆その他副資材の調達・取替、管理業務

4 維持管理業務（ごみ焼却施設）				
	業務内容	連合	事業者	備 考
1)	備品・什器・物品・用役の調達管理		○	◆年間運転計画、月間運転計画に基づき、必要な備品・什器・物品・用役の調達計画、取替、管理業務
2)	施設の機能維持		○	◆施設の基本性能、公害防止条件を運営期間中維持
3)	維持管理計画書の作成 （点検・検査、補修、更新）		○	◆運営期間を通じた維持管理計画を作成し、連合へ報告し、承諾を得る ◆年度毎の維持管理計画を作成し、連合へ報告 ◆年度毎の維持管理状況を考慮し、運営期間を通じた維持管理計画を更新し、連合へ報告
4)	長寿命化総合計画の更新	○	○	◆北しりべし広域クリーンセンター ごみ焼却施設 長寿命化総合計画の施設保全計画について、毎年度見直し、連合へ報告の上、承諾を得る
5)	保守点検・補修業務		○	◆維持管理計画書に基づき、施設の状況を考慮した保守点検・補修業務
		○		◆不可抗力による補修業務
6)	機器更新業務		○	◆維持管理計画書に基づき、施設の状況を考慮した機器更新業務
		○		◆法令変更、不可抗力による機器更新業務
7)	法定点検の実施		○	◆要求水準書に基づき法定点検の実施及び連合への報告
8)	建屋の点検・補修		○	◆維持管理計画書に基づき、建屋の状況を考慮した建屋の点検・補修業務
		○		◆不可抗力による補修業務
9)	建築設備の点検・補修		○	◆維持管理計画書に基づき、建築設備の状況を考慮した建築設備の点検・補修業務
		○		◆不可抗力による補修業務
10)	外構施設の点検・補修		○	◆維持管理計画書に基づき、外構施設の状況を考慮した外構施設の点検・補修業務
		○		◆不可抗力による補修業務
11)	精密機能検査		○	◆定期的に精密機能検査を行い性能の維持に努める
12)	機械室の清掃		○	◆清掃計画を作成し、施設内の清掃業務

4 維持管理業務（ごみ焼却施設）				
	業務内容	連合	事業者	備 考
13)	安全衛生管理・作業環境管理		○	<ul style="list-style-type: none"> ◆安全衛生管理体制の構築 ◆作業環境に関する調査・測定を行い、作業環境管理報告書を作成し、報告 ◆安全作業マニュアルを作成し、作業行動の安全に努める
14)	改良保全	○	○	◆改良保全を行う場合、事業者が計画書の作成を行い、連合と事業者により協議
15)	基幹的設備改良工事	○		<ul style="list-style-type: none"> ◆令和 5 年度から令和 8 年度まで、連合はごみ焼却施設の基幹的設備改良工事を実施 ◆事業者は基幹的設備改良工事の内容を踏まえ運営

5 維持管理業務（リサイクルプラザ）				
	業務内容	連合	事業者	備 考
1)	備品・什器・物品・用役の調達管理		○	◆年間運転計画、月間運転計画に基づき、必要な備品・什器・物品・用役の調達計画、取替、管理業務
2)	施設の機能維持		○	◆施設の基本性能、公害防止条件を運営期間中維持
3)	維持管理計画書の作成 （点検・検査、補修、更新）		○	◆運営期間を通じた維持管理計画を作成し、連合へ報告し、承諾を得る ◆年度別の維持管理計画を作成し、連合への報告 ◆年度毎の維持管理状況を考慮し、運営期間を通じた維持管理計画を更新し、連合へ報告
4)	長寿命化総合計画の更新	○	○	◆北しりべし広域クリーンセンター リサイクルプラザ長寿命化総合計画の施設保全計画について、毎年度見直し、連合へ報告の上、承諾を得る
5)	保守点検・補修業務		○	◆維持管理計画書に基づき、施設の状況を考慮した保守点検・補修業務
		○		◆不可抗力による補修業務
6)	機器更新業務		○	◆維持管理計画書に基づき、施設の状況を考慮した機器更新業務
		○		◆法令変更、不可抗力による機器更新業務
7)	法定点検の実施		○	◆要求水準書に基づき法定点検の実施及び連合への報告
8)	建屋の点検・補修		○	◆維持管理計画書に基づき、建屋の状況を考慮した建屋の点検補修業務
		○		◆不可抗力による補修業務
9)	建築設備の点検・補修		○	◆維持管理計画書に基づき、建築設備の状況を考慮した建築設備の点検・補修業務
		○		◆不可抗力による補修業務
10)	外構施設の点検・補修		○	◆維持管理計画書に基づき、外構施設の状況を考慮した外構施設の点検・補修業務
		○		◆不可抗力による補修業務
11)	精密機能検査		○	◆定期的に精密機能検査を行い性能の維持に努める
12)	機械室の清掃		○	◆清掃計画を作成し、施設内の清掃業務

5 維持管理業務（リサイクルプラザ）				
	業務内容	連合	事業者	備 考
13)	安全衛生管理・作業環境管理		○	<ul style="list-style-type: none"> ◆安全衛生管理体制の構築 ◆作業環境に関する調査・測定を行い、作業環境管理報告書を作成し、報告 ◆安全作業マニュアルを作成し、作業行動の安全に努める
14)	改良保全	○	○	◆改良保全を行う場合、事業者が計画書の作成を行い、連合と事業者により協議
15)	基幹的設備改良工事	○		<ul style="list-style-type: none"> ◆令和 5 年度から令和 8 年度まで、連合はリサイクルプラザの基幹的設備改良工事を実施 ◆事業者は基幹的設備改良工事の内容を踏まえ運営

6 環境管理業務（ごみ焼却施設・リサイクルプラザ共通業務）				
	業務内容	連合	事業者	備考
1)	環境保全計画の作成		○	◆環境保全基準の遵守を確認するために必要な測定項目、測定方法、測定頻度及び測定時期を定めた環境保全計画書を作成し、連合へ報告
2)	環境保全に係る測定、分析		○	◆要求水準書において規定する環境保全基準に基づき、環境保全計画書に定める項目の測定及び分析を行い、連合へ報告
3)	作業環境管理計画の作成		○	◆作業環境管理基準の遵守を確認するために必要な測定項目、測定方法、測定頻度及び測定時期を定めた作業環境管理計画書を作成し、連合へ報告し、承諾を得る
4)	作業環境管理に係る測定、分析		○	◆要求水準書にて規定する作業環境管理基準に基づき、作業環境管理計画書に定める項目の測定及び分析を行い、連合へ報告

7 資源化促進業務（ごみ焼却施設・リサイクルプラザ共通業務）				
	業務内容	連合	事業者	備考
1)	資源化物の品質確保		○	◆安定して適正な資源化(有効利用)が行われるよう、資源化物の品質確保に努める
2)	資源化促進業務	○		◆資源化物の資源化促進業務
			○	◆連合が行う資源化物の資源化促進業務への市場開拓等の支援

8 情報管理業務（ごみ焼却施設・リサイクルプラザ共通業務）				
	業務内容	連合	事業者	備 考
1)	運転管理記録の報告		○	◆本施設のごみ搬入量、処理量、排出量、運転データ、用役データ、運転日誌、日報、月報、年報を記載した運転管理報告書を作成し、連合へ提出 ◆運転記録関連データの保管
2)	点検・検査報告		○	◆本施設の点検・検査計画及び点検・検査結果を記載した点検・検査計画書及び点検・検査結果報告書を作成し、連合へ提出 ◆点検・検査関連データの保管
3)	補修・更新報告		○	◆本施設の補修計画及び補修結果を記載した補修計画書及び補修結果報告書、更新計画及び更新結果を記載した更新計画書及び更新結果報告書を作成し、連合へ提出 ◆補修、更新関連データの保管
4)	環境管理報告		○	◆本施設の環境保全計画に基づき測定した環境保全状況を記載した環境管理報告書を作成し、連合へ提出 ◆環境管理関連データの保管
5)	作業環境管理報告		○	◆本施設の作業環境計画に基づき測定した作業環境保全状況を記載した作業環境管理報告書を作成し、連合へ提出 ◆作業環境管理関連データの保管
6)	資源化促進管理報告	○		◆資源化状況を記載した資源化管理報告書の作成 ◆資源化管理関連データの保管
7)	施設情報管理		○	◆本施設の各種マニュアル、図面等の管理 ◆補修、更新、改良保全等によって施設変更が生じた場合の各種マニュアル、図面等の変更
8)	その他管理記録報告		○	◆本施設の設備により必要な項目、自主管理記録等の管理報告書を作成 ◆管理記録関連データの保管

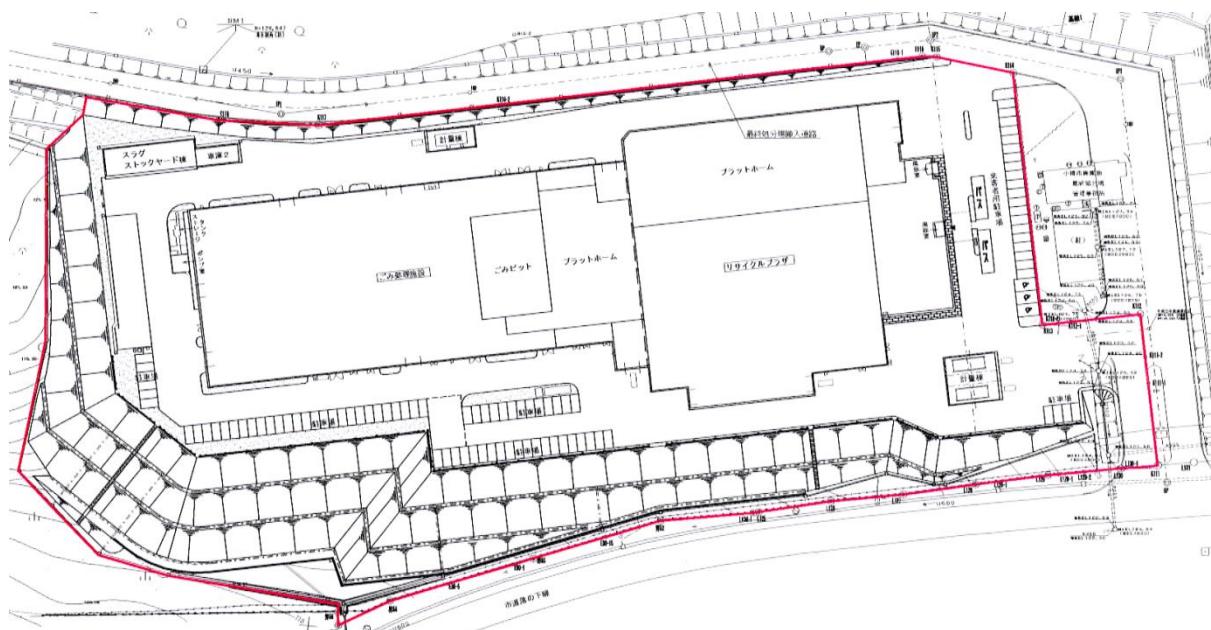
9 余熱利用業務（ごみ焼却施設・リサイクルプラザ共通業務）				
	業務内容	連合	事業者	備 考
1)	施設内への熱供給		○	◆ごみ焼却施設で発生した蒸気によって、施設内への電力供給 ◆リサイクルプラザに併設する地域還元施設への熱供給
2)	施設外への熱供給	○		◆連合の指示によって施設外への熱供給を行う場合、費用負担は連合

10 防災管理業務（ごみ焼却施設・リサイクルプラザ共通業務）				
	業務内容	連合	事業者	備 考
1)	緊急対応マニュアルの作成		○	◆緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止・復旧手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、連合の承諾を得る ◆緊急対応マニュアルの改善
2)	自主防災組織の設立		○	◆台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、作業従事者の怪我等に備え、自主防災組織の設立 ◆自主防災組織及び警察、消防、連合等への連絡体制の整備
3)	事業継続計画の改定	○	○	◆事業継続計画に基づいた適切な対応 ◆必要に応じて事業継続計画の改定
4)	防災訓練の実施		○	◆定期的な防災訓練の実施
5)	事故報告		○	◆事故発生時に緊急対応マニュアルに従い、事故状況、運転記録の連合へ報告 ◆事故報告書を作成し、連合へ報告

11 その他関連業務				
	業務内容	連合	事業者	備考
1)	連合、構成市町村、各種関係団体への報告業務	○		◆報告書作成業務及び報告
			○	◆連合が行う報告書作成・報告への協力
2)	見学者への対応業務		○	◆見学者との日程調整
			○	◆見学者への対応
3)	除排雪		○	◆除雪及び排雪作業
4)	安全衛生管理	○		◆連合の管理区分における安全衛生管理体制に基づく安全衛生管理
			○	◆事業者の管理区分における安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保 ◆安全作業の手順を定め作業行動の安全に努め、作業状況に応じて随時手順の改善
5)	防火管理	○		◆管理権限者、管理責任者（防火管理者）の配置
			○	◆自主検査、火元責任者の任命、防火管理体制の整備
6)	防犯・警備		○	◆防犯・警備体制を連合へ報告
			○	◆機械警備によるリサイクルプラザ、計量棟の警備 ◆夜間・休日の施設の施錠管理
7)	管理諸室系の清掃		○	◆施設内（事業者の業務範囲施設）の定期的な清掃業務
8)	緑化		○	◆施設内（事業者の業務範囲施設）の植栽の手入れ
9)	事務用備品・消耗品の調達		○	◆運営事務所内の備品・消耗品の調達
10)	施設運営上必要な保険への加入	○		◆火災保険、機械保険への加入 ・火災保険及び機械的・電氣的事故に対する機械保険の付保 ※機械保険の付保に係る費用は事業者にて負担
			○	◆労災保険、第三者賠償保険への加入 ・運営業務における雇用者に対する労災保険及び第三者への賠償保険の付保

別紙 2 : 運営・維持管理業務範囲図

運営・維持管理業務の範囲は下図のとおりとする。



但し、施設北側にも除排雪エリアを有している。

別紙3：ごみ質測定実績

年度		平成27年度					平成28年度					平成29年度					
試料採取日		H27.6.1	H27.9.1	H27.12.1	H28.3.1	平均	H28.6.2	H28.9.2	H28.12.2	H29.3.3	平均	H29.6.5	H29.9.1	H29.12.1	H30.3.9	平均	
ごみ三成分	水分	wt%	64.9	59.1	47.7	53.2	56.2	46.5	47.7	41.9	40.0	44.0	49.2	54.2	50.7	50.1	51.1
	灰分	wt%	2.1	3.4	3.6	4.4	3.4	5.8	3.2	4.8	4.4	4.6	5.3	3.9	4.6	3.6	4.4
	可燃分	wt%	33.0	37.5	48.7	42.4	40.4	47.7	49.1	53.3	55.6	51.4	45.5	41.9	44.7	46.3	44.6
単位容積重量		kg/m ³	264.0	233.0	198.0	195.0	222.5	162.0	166.0	210.0	183.0	180.3	262.0	285.0	233.0	221.0	250.3
元素分析	炭素	乾wt%	49.0	49.2	51.7	51.0	50.2	40.7	60.7	46.8	51.9	50.0	47.6	51.2	48.9	51.3	49.7
	水素	乾wt%	7.6	7.6	6.5	7.0	7.2	5.9	9.4	6.4	7.3	7.2	6.9	7.7	6.6	6.6	7.0
	窒素	乾wt%	0.9	0.9	1.2	1.6	1.2	0.7	0.9	0.7	0.4	0.7	1.1	0.8	1.1	0.8	0.9
	硫黄	乾wt%	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	全塩素	乾wt%	1.0	1.1	0.9	1.0	1.0	0.3	1.5	0.2	0.4	0.6	0.4	0.3	0.6	0.5	0.5
	酸素	乾wt%	35.4	32.8	32.7	30.0	32.7	41.6	21.3	37.6	32.7	33.3	33.5	31.5	33.4	33.5	33.0
ごみの種類組成	紙類	乾wt%	47.8	28.4	54.6	47.3	44.5	51.1	26.7	72.9	54.1	51.2	69.4	47.4	54.1	54.1	56.3
	布類	乾wt%	7.1	27.7	13.9	4.3	13.3	9.4	5.5	8.7	11.3	8.7	3.7	8.1	4.2	11.3	6.8
	ビニール・合成樹脂類	乾wt%	16.4	20.2	11.2	18.6	16.6	27.8	56.4	11.4	29.5	31.3	15.3	30.7	27.8	29.5	25.8
	ゴム・皮革類	乾wt%	1.2	1.4	1.1	5.8	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	草木類	乾wt%	7.5	7.9	4.3	3.0	5.7	3.6	4.1	2.0	2.7	3.1	2.1	5.0	6.0	2.7	4.0
	ちゅう芥類	乾wt%	14.6	8.9	11.8	16.6	13.0	6.3	6.8	4.7	1.8	4.9	8.8	8.3	7.4	1.8	6.6
	金属類	乾wt%	0.4	0.2	0.1	0.4	0.3	1.5	0.4	0.2	0.4	0.6	0.2	0.4	0.2	0.4	0.3
	ガラス類	乾wt%	0.3	2.2	0.3	0.2	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.1
	瀬戸物・砂・石類	乾wt%	0.6	0.8	0.4	0.7	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他(2mm以下)	乾wt%	4.1	2.3	2.3	3.1	3.0	0.3	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1	0.3	0.2	0.2
	低位発熱量	実測値	kJ/kg	5,940	7,280	9,710	8,200	7,783	8,180	12,300	9,510	12,260	10,563	7,940	8,660	9,010	9,300
kcal/kg			1,420	1,740	2,320	1,960	1,860	1,950	2,270	2,930	2,523	2,523	1,900	2,070	2,150	2,220	2,085
計算値(kcal/kg)		kJ/kg	4,600	5,560	7,980	6,650	6,198	7,820	8,050	8,980	9,470	8,580	7,330	6,540	7,150	7,460	7,120
		kcal/kg	1,100	1,330	1,910	1,590	1,483	1,870	1,920	2,150	2,260	2,050	1,750	1,560	1,710	1,780	1,700
高位発熱量	実測値	kJ/kg	8,170	9,470	11,680	10,280	9,900	10,050	14,610	11,400	14,250	12,578	9,960	10,820	11,010	11,300	10,773
		kcal/kg	1,950	2,260	2,790	2,460	2,365	2,400	3,490	2,720	3,400	3,003	2,380	2,580	2,630	2,700	2,573

年度		平成30年度					令和元年度					
試料採取日		H30.6.5	H30.9.3	H30.12.3	H31.3.1	平均	R1.6.4	R1.9.2	R1.12.3	R2.3.3	平均	
ごみ三成分	水分	wt%	49.5	56.2	45.7	19.3	42.7	48.8	42.2	51.4	53.7	49.0
	灰分	wt%	6.5	4.2	3.8	7.3	5.5	4.4	4.4	2.9	3.0	3.7
	可燃分	wt%	44.0	39.6	50.5	73.4	51.9	46.8	53.4	45.7	43.3	47.3
単位容積重量		kg/m ³	184.0	195.0	188.0	231.0	199.5	215.0	176.0	235.0	203.0	207.3
元素分析	炭素	乾wt%	47.7	48.9	55.6	51.1	50.8	49.4	54.5	51.2	51.7	51.7
	水素	乾wt%	6.6	7.0	6.7	6.8	6.8	6.9	8.5	6.7	7.8	7.4
	窒素	乾wt%	0.9	0.8	0.5	1.1	0.8	1.1	0.5	0.9	0.6	0.8
	硫黄	乾wt%	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
	全塩素	乾wt%	0.8	3.3	0.4	0.9	1.3	0.8	0.5	0.3	0.8	0.6
	酸素	乾wt%	31.1	30.3	29.7	31.1	30.6	33.1	28.3	34.8	32.8	32.2
ごみの種類組成	紙類	乾wt%	49.8	44.5	53.9	45.4	48.4	58.1	44.0	46.1	49.6	49.5
	布類	乾wt%	5.8	9.1	7.5	6.0	7.1	6.3	4.7	3.5	6.0	5.1
	ビニール・合成樹脂類	乾wt%	28.7	28.9	30.2	27.4	28.8	26.5	36.3	24.9	29.8	29.4
	ゴム・皮革類	乾wt%	0.0	0.5	0.0	2.8	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	草木類	乾wt%	4.1	5.7	1.1	1.3	3.1	2.2	6.3	11.1	1.9	5.4
	ちゅう芥類	乾wt%	11.5	10.4	7.3	15.7	11.2	5.8	8.4	14.3	12.6	10.3
	金属類	乾wt%	0.0	0.9	0.0	1.3	0.6	0.0	0.3	0.1	0.0	0.1
	ガラス類	乾wt%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.1
	瀬戸物・砂・石類	乾wt%	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0	0.2
	その他(2mm以下)	乾wt%	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.1	0.1
	低位発熱量	実測値	kJ/kg	8,560	7,490	11,140	15,910	10,775	9,140	12,230	8,640	9,010
kcal/kg			2,040	1,790	2,660	3,800	2,573	2,180	2,920	2,060	2,150	2,328
計算値(kcal/kg)		kJ/kg	7,050	6,040	8,360	13,340	8,698	7,580	8,990	7,310	6,820	7,675
		kcal/kg	1,680	1,440	2,000	3,190	2,078	1,810	2,150	1,750	1,630	1,835
高位発熱量	実測値	kJ/kg	10,560	9,590	13,110	17,610	12,718	11,150	14,390	10,670	11,170	11,845
		kcal/kg	2,520	2,290	3,130	4,210	3,038	2,660	3,440	2,550	2,670	2,830

別紙 4：対象施設における処理不適物

本施設の処理不適物を以下に示す。なお、詳細については、連合と事業者の協議により決定する。

1. ごみ焼却施設の処理不適物

処理不適物は、以下のとおりである。

- ①不燃物（びん類・缶類・金属類・コンクリート片等の不燃物を含むごみ）
- ②粗大ごみ
- ③火薬・ガソリン・シンナー、油類・ガスボンベ等の爆発性ごみ
- ④細菌・毒性物質、危険性化学物質、医療廃棄物等を含むごみ
- ⑤火種を含むごみ

2. リサイクルプラザの処理不適物

処理不適物は、以下のとおりである。

- ①事業系廃棄物
- ②鋼板：6 mm 以上
- ③型鋼：50 mm×50 mm×4 mm 以上（軽量型鋼は除く）
- ④鋼塊
- ⑤モータ（洗濯機、冷蔵庫用）
- ⑥コンプレッサ（冷蔵庫用）
- ⑦バイク
- ⑧エンジン
- ⑨自動車用バッテリー
- ⑩自動車用タイヤ（スチール入りタイヤ、直径 0.8 m 以上、軽 4 輪以上のタイヤホイール）
- ⑪農機具
- ⑫針金、電線類（ピアノ線、番線、ワイヤロープ）
- ⑬ビニールシート（束ねたもの及び農廃塩ビシート）
- ⑭ブリキ、トタン、ベニヤ板（1 枚単独での投入不可）
- ⑮繊維等（ふとん、畳）、石膏ボード（一度に大量投入不可）
- ⑯長尺物（パイプ、物干し、スキー板等）
- ⑰魚網・業務用ロープ
- ⑱ボンベ（プロパン、酸素、窒素、アセチレン等）
- ⑲スプレー（可燃性ガス使用）
- ⑳溶剤
- ㉑揮発性物質
- ㉒塗料
- ㉓有害物質（PCB、カドミウム、水銀、鉛などの特定有害物質）
- ㉔タンク（石油等）
- ㉕薬品（農薬、劇薬）
- ㉖消火器
- ㉗危険物（火薬等の爆発物）
- ㉘粉体（アルミ粉、砂糖等粉じん爆発の可能性のあるもの）
- ㉙油類（てんぷら廃油、オイル等）
- ㉚医療廃棄物

別紙 5：費用負担

本業務を実施する上で、ユーティリティに係る費用負担を以下に示す。

① 電気料金

本施設において使用する電力については、事業者が契約し、調達すること。本施設で使用する電気料金は事業者の費用負担とする。売電については、連合が契約し、収入は連合に帰属する。

② 水道料金

本施設において使用する上水については、事業者が調達すること。本施設で使用する水道料金は事業者の費用負担とする。

③ 灯油

本施設において使用する灯油については、事業者が調達すること。本施設で使用する灯油の購入費は事業者の費用負担とする。

④ 薬剤

本施設において使用する薬剤については、事業者が調達すること。本施設で使用する薬剤購入費は事業者の費用負担とする。

別紙 6 : 土木・建築設備の保全

土木・建築設備のうち、以下のとおり、項目・内容を定める。原則として、保全範囲は構内全域とする。

機器名称	点検、補修、更新内容	数量	頻度	備考
建築設備				
建屋外壁、屋根防水	塗装、その他性能維持に必要な補修	1 式	1 回/15 年	
アスファルト舗装	オーバーレイ	1 式	1 回/15 年	門扉から最終処分場管理事務所前まで
構内道路	白線引き直し	1 式	5 回/15 年	

※土木・建築設備の保全は、運営・維持管理上で日常的に発生する点検や簡易な補修業務に限定し、大規模補修については、連合と協議の上、対応を決定する。

別紙 7：維持補修及び更新工事について

維持補修・更新計画

参考とする維持補修工事と更新工事の内容は以下のとおりとする。ただし、維持補修・更新工事の実施頻度は、連合と協議の上、対応を決定する。

(参考)

機器名称	維持補修、更新内容	数量	頻度	備考
ごみ焼却施設				
焼却炉（耐火物）	耐火キャスト補修	2基	1年	
	耐火レンガ補修	2基	3年	
ボイラ耐火物	耐火キャスト補修	2基	4年	
集じん装置	ろ布交換	2基	5年	全数交換
脱硝反応塔	触媒交換	2基	7年	全数交換
リサイクルプラザ				
低速回転式破砕機	破砕刃取替	1基	2年	
高速回転式破砕機	ハンマ取替	1基	3年	
	ライナ取替	1基	5年	
バグフィルタ	ろ布交換	1基	7年	全数交換
脱臭用バグフィルタ	ろ布交換	1基	7年	全数交換

別紙 8 : 本施設の稼働に係る測定項目 (環境保全計画)

測定項目		基準値等	測定場所	測定頻度	
				分析	常設計器監視
ごみ質	種類組成、三成分、単位容積重量、発熱量、元素分析	—	ホップステージ	4回/年	—
	種類組成、三成分			1回/月	
ごみ処理	燃焼室燃焼ガス温度	850℃以上	燃焼室	—	連続
	集じん器入口ガス温度	170℃以下	集じん器入口	—	連続
排ガス	ばいじん	0.02 g/m ³ _N 以下	煙突	2回/年	連続
	塩化水素	50 ppm以下		2回/年	連続
	窒素酸化物	100 ppm以下		2回/年	連続
	硫黄酸化物	50 ppm以下		2回/年	連続
	一酸化炭素	30 ppm以下		2回/年	連続
	ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ _N 以下	2回/年	—	
	水銀	50 µg/m ³ _N 以下	煙突	2回/年	—
	—	集じん器入口	—	—	
排水	生活環境項目 1	別表 1	合併浄化槽	1回/月	
	生活環境項目 1, 2	別表 1	合併浄化槽及び排水処理設備	1回/年	—
	健康項目	別表 1			
焼却灰	熱しゃく減量	10%以下	灰ピット	1回/月	—
主灰処理物	溶出試験	別表 2		1回/年	—
	ダイオキシン類	0.25 ng-TEQ/g以下		1回/年	—
ダスト処理物	溶出試験	別表 2	集じん灰処理設備	1回/年	—
	ダイオキシン類	0.25 ng-TEQ/g以下		1回/年	—
騒音	朝 (6:00~8:00)	55 dB以下	敷地境界 2箇所	1回/年	—
	昼 (8:00~19:00)	65 dB以下			
	夕 (19:00~21:00)	55 dB以下			
	夜間(21:00~6:00)	50 dB以下			
振動	昼間(8:00~19:00)	65 dB以下	敷地境界 2箇所	1回/年	—
	夜間(19:00~8:00)	60 dB以下			
作業環境基準	粉じん濃度	0.02 g/m ³ _N 以下	リサイクルプラザ 排気出口	1回/年	—
		2 g/m ³ 以下	リサイクルプラザ 作業場所	1回/年	—
	水銀濃度	0.025 mg/m ³	蛍光管破砕機 エリア	1回/年	—
	ダイオキシン類	第1管理区域	炉室等	2回/年	—
悪臭	臭気指数	10以下	敷地境界 風下1箇所	1回/年	—
	悪臭基準	別表 3			
	脱臭装置出口臭気指数	30以下	脱臭装置出口		
	脱臭装置出口悪臭基準	別表 4			

別表 1：排水基準

排水基準【生活環境項目 1】

項目	単位	排水基準
水素イオン濃度 (pH)	—	5.8 以上 8.6 以下
生物化学的酸素要求量	mg/L	20 以下
化学的酸素要求量	mg/L	30 以下
浮遊物質	mg/L	10 以下
大腸菌群数	個/cm ³	日間平均 3,000 以下
透視度	度	30 以上

排水基準【生活環境項目 2】

項目	単位	排水基準
n-ヘキサン抽出物		
鉱油類含有量	mg/L	5 以下
動植物油脂類含有量	mg/L	30 以下
フェノール類含有量	mg/L	5 以下
銅含有量	mg/L	3 以下
亜鉛含有量	mg/L	2 以下
溶解性マンガン含有量	mg/L	10 以下
溶解性鉄含有量	mg/L	10 以下
クロム含有量	mg/L	2 以下
窒素含有量	mg/L	120 (日間平均 60) 以下
燐含有量	mg/L	16 (日間平均 8) 以下

排水基準【健康項目】

項目	単位	排水基準
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03 以下
シアン化合物	mg/L	1 以下
有機燐化合物 (ハ ⁺ ラチオン・メチル ⁺ ラチオン・メチル ⁺ マトン及び EPN に限る)	mg/L	1 以下
鉛及びその化合物	mg/L	0.1 以下
六価クロム化合物	mg/L	0.5 以下
ヒ素及びその化合物	mg/L	0.1 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005 以下
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと
P C B	mg/L	0.003 以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.1 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1 以下
ジクロロメタン	mg/L	0.2 以下
四塩化炭素	mg/L	0.02 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.2 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02 以下
チウラム	mg/L	0.06 以下
シマジン	mg/L	0.03 以下
チオベンカルブ	mg/L	0.2 以下
ベンゼン	mg/L	0.1 以下
セレン及びその化合物	mg/L	0.1 以下
フッ素含有量	mg/L	8 以下
ホウ素含有量	mg/L	10 以下
硝酸性窒素・亜硝酸性窒素・アンモニア性窒素	mg/L	100 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5 以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10 以下

別表 2：主灰処理物及びダスト処理物溶出基準値

測定項目	単位	溶出基準
総水銀	mg/L	0.005 以下
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと
カドミウム	mg/L	0.09 以下
鉛	mg/L	0.3 以下
六価クロム	mg/L	1.5 以下
ヒ素	mg/L	0.3 以下
セレン	mg/L	0.3 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5 以下

主灰処理物及びダスト処理物中に含まれるダイオキシン類濃度 0.25 ng-TEQ/g 以下

別表 3：悪臭基準

敷地境界線上にて臭気強度 2.5 に相当する悪臭物質濃度以下でかつ臭気指数 10 以下とすること。下表に示す悪臭基準値を遵守すること。

項目	単位	悪臭基準	項目	単位	悪臭基準
アンモニア	ppm	1 以下	イソバレラルデヒド	ppm	0.003 以下
メチルメルカプタン	ppm	0.002 以下	イソブタノール	ppm	0.9 以下
硫化水素	ppm	0.02 以下	酢酸エチル	ppm	3 以下
硫化メチル	ppm	0.01 以下	メチルイソブチルケトン	ppm	1 以下
二硫化メチル	ppm	0.009 以下	トルエン	ppm	10 以下
トリメチルアミン	ppm	0.005 以下	スチレン	ppm	0.4 以下
アセトアルデヒド	ppm	0.05 以下	キシレン	ppm	1 以下
プロピオンアルデヒド	ppm	0.05 以下	プロピオン酸	ppm	0.03 以下
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009 以下	ノルマル酪酸	ppm	0.001 以下
イソブチルアルデヒド	ppm	0.02 以下	ノルマル吉草酸	ppm	0.0009 以下
ノルマルバレラルデヒド	ppm	0.009 以下	イソ吉草酸	ppm	0.001 以下

別表 4：脱臭装置出口悪臭基準

脱臭装置排出口において臭気指数 30 以下とすること。また、下表に示す脱臭装置出口悪臭基準を遵守すること。

悪臭物質の種類	流量の許容限度
アンモニア	$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$ この式において、q、He 及び Cm は、それぞれ次の値を表わすものとする。 q：流量（単位 温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した立方メートル毎時） He：悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総理府令第 39 号）第 2 条第 2 項の規定により補正された排出口の高さ（単位 m） Cm：敷地境界の規則基準として定められた値（単位 ppm） 補正された排出口の高さが 5 メートル未満となる場合についてはこの式は適用しないものとする。
硫化水素	
トリメチルアミン	
プロピオンアルデヒド	
ノルマルブチルアルデヒド	
イソブチルアルデヒド	
ノルマルバレラルデヒド	
イソバレラルデヒド	
イソブタノール	
酢酸エチル	
メチルイソブチルケトン	
トルエン	
キシレン	

別紙 9：清掃範囲について

事業者が行う管理諸室の清掃の範囲は以下のとおりとする。

1. ごみ焼却施設

- ①1F 職員玄関及び EV ホール
- ②2F 見学者ホール、見学者通路、電算機室、中央制御室及び運転員控室、各便所
- ③3F 廊下、ホール、ボイラタービン技術者用事務室、運転員用事務室、会議室、仮眠休憩室、給湯室、分析室、書庫、備品庫、各更衣室、各脱衣室、各浴室、各洗濯乾燥機室、各便所
- ④4F ホール
- ⑤5F ホール
- ⑥階段室

2. リサイクルプラザ

- ①1・2F 地域還元施設
- ②1F エントランスホール、廊下、職員玄関、広域連合事務室、プラザ事務室、会議室、再生品保管庫、再生品工作室、再生品展示室、各便所
- ③2F 見学者ホール、見学者通路、研修室、リサイクル資料室、中央操作室、休憩室、ホール、各便所
- ④3F 通路、控室、各更衣室、各脱衣室、各浴室、各洗濯乾燥機室、各便所
- ⑤階段室

別紙 10 : 緑化について

事業者が行う緑化の範囲は以下のとおりである。

1. 草刈、樹木剪定

草刈、樹木剪定範囲を図1に示す。

但し、草刈範囲は法面箇所、樹木剪定は○印箇所である。

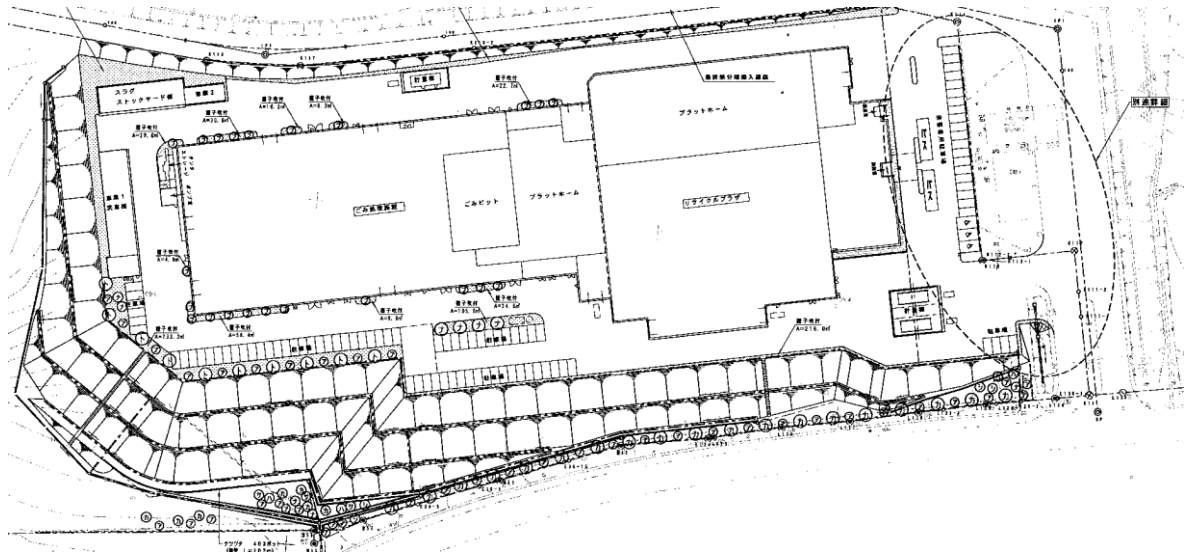


図 1

2. 冬囲工

冬囲工範囲を図2に示す。

冬囲工は○印で示す高木、中木とし、低木は範囲外とする。

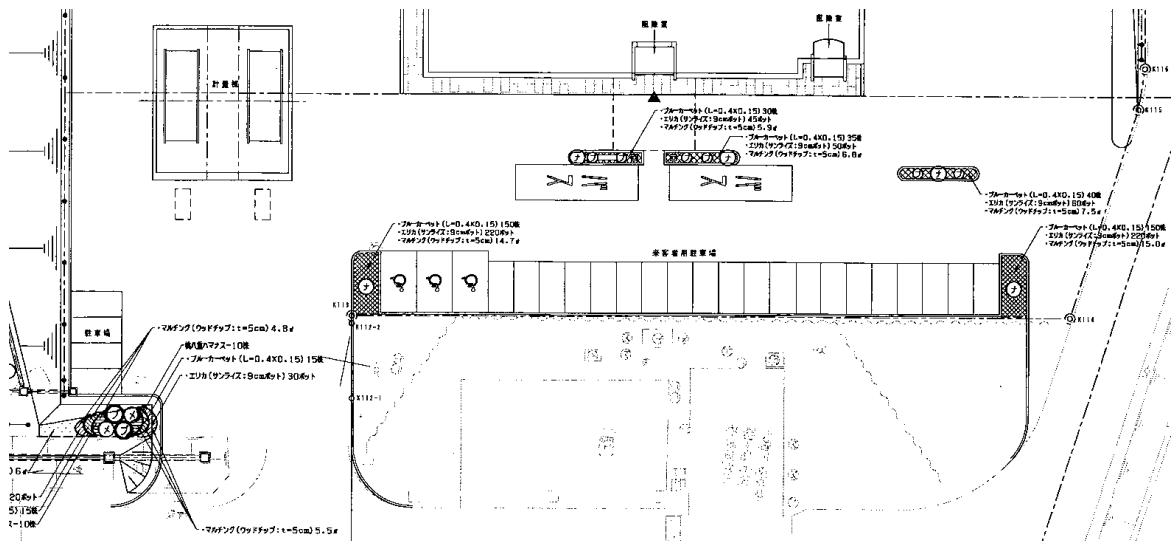


図 2

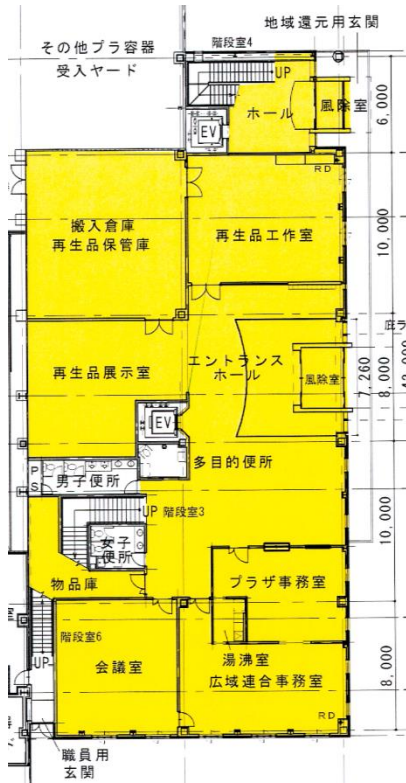
別紙 11：機械警備について

事業者が行う機械警備の範囲は以下のとおりである。

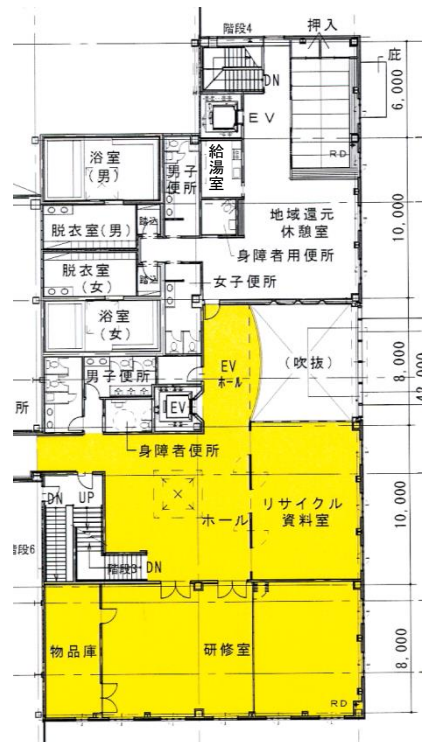
1. 搬入用計量棟
2. リサイクルプラザ

リサイクルプラザの機械警備範囲は、下図の着色箇所とする。

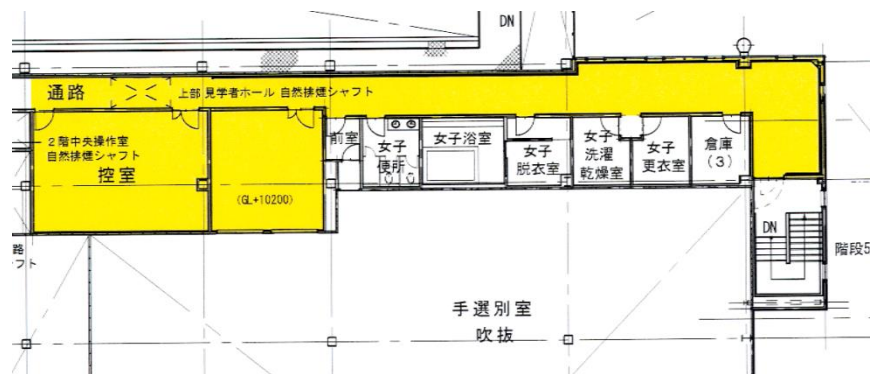
但し、エレベータ、階段、便所、浴室、更衣室及び機械室は対象外とする。



1階



2階



3階